

令和3年

文教委員会会議録

とき 令和3年9月21日

品川区議会

令和3年 品川区議会文教委員会

日 時 令和3年9月21日(火) 午前10時00分～午後2時14分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 あくつ 広王 君 副委員長 湯澤 一貴 君
委員 松澤 和昌 君 委員 つる 伸一郎 君
委員 安藤 たい作 君 委員 吉田 ゆみこ 君
委員 松本 ときひろ 君

出席説明員 中 島 教 育 長 米 田 教 育 次 長
有 馬 庶 務 課 長 勝 亦 学 務 課 長
工 藤 指 導 課 長 矢部教育総合支援センター長
柏原 子ども未来部長 廣 田 参 事
(子ども育成課長事務取扱)

○午前10時00分開会

○あくつ委員長

ただいまより、文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査およびその他を予定しております。

本日の委員会も、これまで同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更するとともに、理事者の出席も必要最小限としております。

最後に、本日も特に会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をよろしくお願いたします。

本日は4名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 議案審査

第53号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

○あくつ委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。

第53号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○勝亦学務課長

それでは、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正等について、ご説明申し上げます。資料をご覧くださいませ。

改正理由につきましては、学校医として職務をするに当たりまして、学校医の方は区の非常勤の公務員という身分でお仕事をいただいております。このため、学校医の職務を行うに当たりまして、その職務中にけがですとか死亡されたような場合、事故等がありましたとき、公務災害、いわゆる労災保険の適用を受けるために、こちらの条例を制定、適用しているものでございます。

こちらの制度でございますけれども、都立学校におきましては都の条例で、国におきましては国の法令で定めがございまして、全く同じ枠組みで定めがございまして、まず、今回の労災保険法の金額が引き上げられましたので、学校医の災害補償額につきましても、国の政令の一部が変わったということで、それを受けまして、東京都の条例を改正してございます。区におきましても、学校医の災害補償の制度の均衡を保つため、同様の条例改正を行うものでございます。

主な改正内容でございまして、介護補償に関する部分につきまして、一部金額が引き上げられてございます。具体的には、アからウに書かれていますとおり、支給月額を金額を増額しているものでございます。こちらは、繰り返しになりますけれども、労働者災害補償保険法、いわゆる労災の介護補償の額が引き上げられましたため、国とそれぞれの法令で同じ内容の金額の改正が行われております。

付則につきましては、本条の適用日を本年の4月1日とし、遡り適用する旨の経過措置について定めているものでございます。

○あくつ委員長

説明は終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

国の引上げ改正の理由と背景について、また、引上げ額の根拠についても伺います。

また、例えば、どういうときに介護補償というのは受けるものなのか、もう少し説明していただけるとと思います。

以上、3点よろしく願います。

○勝亦学務課長

基準の引上げの背景でございます。先ほどご説明いたしましたが、労災保険法の改正に準拠してございます。背景としましては、こちらの労災保険法の金額が世間一般に合わせて改正されておりまして、参考までにこちらの労災保険法のこういった最高限度額につきましては、特養ホームの介護職員の平均給与を参考にしているということです。最低補償額については、全国の最低賃金を参考にしていると聞いてございます。こちらを基準に労災保険法が改正されたということで、こちらを適用してございます。

どのようなときに適用されるかということでございますけれども、定めておりますのが幾つかございます。学校医の方が療養ですとか、休業、傷病、障害、このほかに介護、遺族補償、葬祭補償等定めがございます。例えば、療養補償でいえば、負傷、疾病等に対して必要な療養を行い、その費用を支給するものでございます。休業の場合につきましては、その勤務ができなかったときの補償額、補償をするというものの内容でございます。

○あくつ委員長

ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○松澤委員

賛成です。

○つる委員

賛成です。

○安藤委員

必要な補償を充実させることでありますので、賛成です。

○吉田委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○あくつ委員長

それでは、これより第53号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○あくつ委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

(2)令和3年陳情第40号 区内小学校普通級で学ぶ障害児への支援員の拡充、および通級利用の許可に関する陳情

○あくつ委員長

次に、予定表2の請願・陳情審査を行います。

予定表では、(1)令和3年請願第10号の審査でございますが、会議の運営上、予定表の順番を入れ替えまして、(2)および(3)の審査を先に行います。

まず初めに、(2)令和3年陳情第40号、区内小学校普通級で学ぶ障害児への支援員の拡充、および通級利用の許可に関する陳情を議題に供します。

本陳情は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○あくつ委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件に関しまして、理事者よりご説明願います。

○矢部教育総合支援センター長

特別支援学級におきましては、お子様の障害特性に合わせて教員や支援員が配置されており、きめ細やかな対応が可能です。一方、通常学級では、発達障害等の児童・生徒を対象として、支援員配置の希望が大変多い状況でございます。

これまでも小学校、義務教育学校前期課程には介助員、学習支援員を増員してまいりましたが、区内の児童・生徒数の増加もありまして、多くの学校やご家庭に対し、現状の理解や支援体制の工夫をお願いしてきたところです。

区の教育委員会としましても、地域人材や東京都の人材支援機構の活用等、あらゆる支援体制を模索し、学校と連携しながら、お子様および保護者の方のニーズに応えられるよう、支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、通級利用のご希望ですが、通級指導は通常の学級での学習におおむね参加できて、一部特別な指導を要する児童・生徒に対し指導を行う教育の形態を指すところでございます。文部科学省や東京都では、通級の対象となっておりますお子さんにつきましては、弱視、難聴、言語障害、また、自閉・情緒、学習障害等に該当するお子さんを対象としております。

また、全ての学校に設置してあります特別支援教室は、知的障害のない児童・生徒と規定されておりまして、本件のお子様を対象とする通級は、現在の制度上に該当はありませぬので、ご理解いただければと思います。

今後も、国や東京都の研究や方針に注目し、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けたよりよい支援について、保護者をはじめ、学校、医師、巡回相談員、スクールカウンセラー等の専門家の意見や助言を参考に検討していきたいと考えております。

○あくつ委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

なお、その際、学校名、学年等、個人情報の保護について十分にご配慮ください。

では、質疑をお願いいたします。

○吉田委員

ごめんなさい。最後のほうから行きますけれども、通級の利用を拒まれていますがということで、今ご説明がありました。私も、今の制度がダウン症のお子さんには当てはまらないということは承知をしております、拒まれていますがという言葉遣いについて、これはどういうことを要望なさっているのか、陳情者の方に確認をいたしました。そうしましたら、今の制度が当たらないということは十分承知しておりますが、でも、限られたこのケースについてはこういう制度が用意されているわけで、それに加えて、それをもう少し広く解釈してダウン症、だから知的障害ですよ。ダウン症のお子さんについても、普通級での教育の意味はすごく前向きに評価されていて、大変成果が出ていると思われているのですが、それに加えて、通級があるお子さんと同じような、特性に合わせたような教育も別途ぜひ行ってほしいという趣旨ですということでお話をされていました。

多分、私もそういう意味かと思って、今の制度がこれに合わないということは承知なのですが、ぜひこういうことも、そういう制度が用意されているお子さんをもう少し広げてほしいということなのですが、その辺についてのお考えを伺いたいと思います。

○矢部教育総合支援センター長

国と東京都の制度を変えるというよりは、区で今何かできないかを考えてみました。現状ですと、知的的の11校、特別支援学級を設置している学校がございますので、そちらにいらっしゃると、通常学級との交流は物理的にも容易ですので、その効果もあると聞いておりますので、そちらをお考えできないかとは思いますが。

ただ、ご両親のお話とお子さんの様子にもよりますので、それは学校や教育総合支援センターの係と一緒に相談してまいりたいと考えております。

○吉田委員

それは承知なのですが、普通級で学ばれていることについては、成果という言い方は私はあまり好きではないのですが、やはりすごく伸び伸びと楽しい学校生活を送っておられて、普通級に行かせてよかったということはすごく評価しておられるのです。

ただ、親御さんの気持ちとしては、それに加えて、そういう通級の制度が用意されている子たちがいるのだから、それを広げてほしいというような趣旨です。だから、今、それに合わないということは承知なのですが、それについて広げていく。障害者の権利とか、それから、差別解消ということも、今、どんどん世の中には意識として広がっております。ですから、そういうことも今後の拡大していく方向性として考えておられるのか、全くその可能性はないのか、ぜひ考えていただきたいという陳情だと思いますが、その点についてもう一回だけお聞かせください。

○矢部教育総合支援センター長

文科省でも、平成29年度に研究をして、報告しております。それは今、こちらでご要望のありました、通常学級にいて特別支援学級に通級している事例です。その結果からですけれども、やはり知的障害のあるおさんは、繰り返し学習面も自立面も丁寧に指導していくことが有効だということから、ある一定程度の時間、今、通級というのは知的にはないので、通級の上限は今のところ、聞こえとか言葉の人たちは、8時間が最高だと言われております。でも、8時間まで通常の学級から授業を抜けてしまうと、今度、通常のほうの学習や人間関係がどうかということもあり、そのお子さんの特性や今のよう

な実態からすると、まだ課題があるというのが国の見解なのです。ですから、国も進めていくということですので、そんなところの研究結果も注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○吉田委員

一応分かりましたというか、制度がそうだということと、それから、現実、そのお子さんがそれが合うかどうかというのは分けて考えていただきたいと。今は制度がないわけですよ。制度ができた結果、お子さんのそれぞれの事情を見ると、このお子さんはやはりせっかく通常級で学んでいるのに、通級のために何時間、別のクラスに行くのはもったいないという判断が個々にあれば、またそれはそれでいいのですけれども、今、制度がないということについて、ぜひ制度を広げてほしいというご要望ですので、その辺については、ぜひ私としても考えていただきたいと思います。これ以上は押し問答になってしまいますので、これは最後、意見でいいです。

それから、もう一つ、支援員の拡充です。今、大変厳しい状況であるということは、多分、陳情者の方もご承知ですし、今十分伺いました。ただ、やはり支援員ということがあれば、もっと有効な教育が受けられるということについてのご要望は、そちらの方向で考えるべきだと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○矢部教育総合支援センター長

通常学級の学習支援員、介助員については、人数も増えてございますので、予算でもできる限り取っていきたくないと要望はしたいと思っておりますけれども、財政の考えもございますので、検討はしていきたいとお答えいたします。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

○松本委員

今のお話の流れで、支援員が週1回という形でしたが、ほかの特別区の実態というのは把握されているのでしょうか。他区というのはどのくらいの頻度かというのをお願いします。

○矢部教育総合支援センター長

23区につきましては、全て網羅はしてございませんけれども、様々な状態がありますが、本区は決して低い数字ではないと思います。ただ、特別支援学級については、かなり丁寧にやっている授業がございますので、こちらを優先して、あとは通常のほうにということのバランスでございます。

○松本委員

分かりました。予算要望とかの際に、他区も参考にさせていただきながらやっていると、説得力が増すのかと思っておりますので、こちらは要望としてさせていただきます。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

○安藤委員

説明・質疑などありましたけれども、特別支援教室にダウン症のお子さんというのは通ってはいけないということなのか、そういう規定があるのかどうかだけ確認させていただきたいのと、それと、支援員の拡充という点では、増やして、充実させていきたいということなのですけれども、財政とかという話もちらっと出ましたが、支援員の拡充の実現に当たって何がネックになっているのか、もう少し聞かせてください。

○矢部教育総合支援センター長

1つは、特別支援教室に該当の知的の方が通えないかということでございますが、特別支援教室は知的障害がない児童・生徒という規定がございますので、それを保っているというところですが、ただ、情緒的なそういう障害が重複していれば可能なかとは思いますが、基本的に知的障害がないというところが第一でございますので、そこに準じて指導しているということです。ですから、そのお子さんが来られても、適切な指導ができないと考えております。

2点目は、割合は国のほうでは6.9%と、随分前に情緒障害の方の割合を、1クラスにという数字が出ていますけれども、実際は、いろいろなところで困っているお子さんや、学級の中でも対応があることを考えますと、割合は人口増に比べて同じように増えているので、その人口に関わっての予算要望になるかと思っておりますので、ネックというよりは、実態の、大きな分母の数が増えてきていると考えております。

○安藤委員

財政のことについては、やはり配置している人数がほとんど変わっていないのです。ただ一方で、小学生、中学生でも、そういう学習支援員の配置されている児童・生徒の数というのは毎年増えていて、小学校は平成25年から令和元年には5倍になっているということなのです。だから、結局どういうことが起こるかという、一人一人のお子さんについている日にちとかが減るとか、そのようにやるしかないということで、これは明らかにお子さん一人一人に必要な支援という点では後退しているわけですから、それは必要な予算をつけて充実させていくというのが私は区教委の役割なのではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。その点でもう一回、ネックが何になっているのかというのを聞かせていただきたいと思っております。

あわせて、そもそも区のインクルーシブ教育についての考え方について伺いたいのですが、インクルーシブ教育の実現に向けた取組自体が、障害がある子どもたちにとってもすごく大事なことでございますけれども、障害がない子どもたち、全ての子どもたちの豊かな教育の保障になるのかと。多様性を認め合うことができる社会の基礎になるので、これをすごく推進していくことが大事だと思っておりますけれども、以前、厚生委員会でも視察に行きましたが、糸賀一雄さんの「この子らに世の光を」ではなく「この子らを世の光に」という言葉も、そうした意味だと思っております。

改めて、区の教育委員会としては、品川区のインクルーシブ教育の目標というのですか、今はその途上に向けてのいろいろ課題とか不自由な点もあるかもしれないのですが、最終的にどういうところを目標に置いているのかというのを伺いたいと思っております。

○矢部教育総合支援センター長

1点目のご質問ですが、財政のこともありますけれども、もう一点は、委託業者の問題です。どなたがついていただけるかというのはとても大きなところで、誰でもいいというわけではありませぬので、その部分を業者としつつ、適切な人材の確保ということも大事にしているところです。そこが一つネックという言葉でいえば、もう一つのネックかと思っております。

インクルーシブ教育は、様々示されておりますが、現状は、同じ教室でどんなお子さんについても教育するという考えもございまして、様々な能力や個性を持った子どもたちが一番自分にとって生き生きできる場所はどこかということを我々で協議してそういう環境づくりをしていくということが具体的なところだと思います。

○安藤委員

その子にとって一番充実した教育を受けられるということがすごく、それはそのとおりなのですが、

ある意味、もう少し将来というか、やはりインクルーシブ教育そのものを進めていくということ自体が、先ほども言ったように、社会、あるいは子どもの育ち、豊かな教育自体の底上げというのですか、幅を広げていくという観点をぜひ持っていただきたいと思いました。

最後に、文科省が平成24年、2012年に発表した、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進という報告を出していますが、そこに、「障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり」と。「障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人的に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされている」と書いています。その合理的配慮というのは、「障害のある子どもが十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要」とであると。今回のケースでは、果たして当事者のお子さんが十分な教育が受けられるために提供できているのかというところを考えると、週に1回というのは、これは明らかに改善していかなくてはいけないのではないかと思います。

さらにこうも言っています。「多様な子どものニーズに的確に答えていくためには、教員だけの対応では限界がある」と。「特別支援教育支援員の充実、さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用を図ることにより、障害のある子どもへの支援を充実させることが必要である」と述べているわけですが、この文科省の考え方に照らして、やはり私は区教委としては、支援員の拡充、特別支援教室に、現状の制度では対象外になっているかもしれませんが、陳情者の方の思いというのは、やはり普通級に通いながら様々な障害のない子と同じように選べる場所を選べるようにしてほしいという、様々な教育環境を配慮してほしいということだと思っているので、こういうのは実現する方向で動いていくというのが、先ほど紹介した国の考え方に対しても必要なのではないかと思いますので、最後に、文科省の報告との関係で区教委はどのように考えているか、聞かせていただければと思います。

○矢部教育総合支援センター長

国の方向と本区も変わりませんが、合理的配慮の中は、委員もご存じのとおり、均衡を失するというところとか、教員の負担過重であれば合理的配慮はできないということも示されているのです。現状のシステムがある中で何とかやっていただくということが大切なのではないかと考えています。国のほうもそういうインクルーシブ教育システムの構築ということで今進めていますので、そちらに準じて、保護者と連携しながら、子どもたちができる限り輝くように応援してまいりたいと考えています。

○安藤委員

現状ではいろいろ課題があるのはそうだと思いますけれども、理想を目指してといいますか、あるべきところを目指して、ぜひ必要であれば、企画部財政課か分かりませんが、しっかりと専門部局のほうから、これは必要なのだと。子どものインクルーシブ教育にとって必要だし、子どもの豊かな環境にとって必要な予算なのだと思いますということをぜひ積極的に働きかけていただき、早急な改善をしていただきたいと思います。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

○つる委員

今、陳情の内容のことについては、各委員の質疑で分かりました。一番大事なことは、当該児童の方にとって学びの環境がしっかりと保障されていく。その子にとって一番いい環境を整えていくというこ

とが大事であると、質疑も含め聞いていて思いましたし、あと、そもそも現状で当該児童の子に当てはまる制度は、国、都、自治体を含め、ないという中での支援の体制をしっかりとつくっていただいている。ただ、ここに指摘されているとおり、子どもの学業の取組の質というのが、支援員がついているときとそうではないときの、保護者から見たり、ご本人のお声もあるのですが、質が違うようになっているところについては、今現状の中でできる積極的な支援というのが必要なのではないかとということで、先ほど質疑でもありましたが、陳情内容の趣旨のところにもあるとおり、支援員の拡充というところについては、いろいろな人材支援機構等の活用も含めた紹介というところもあって、まさにそこが教育委員会としての学校現場への支援という形になるのでしょうかけれども、それについては、先ほどあったとおり、当然、予算も必要な部分でありますので、そこはしっかりと課題というのが増えてきているという認識も全体の中ではあるという理解でいますので、そこは積極的な予算付けをやっていくということは大事なのかと。ただ、急場、現状、陳情をいただいているお子様に対する支援というのは、やはり一生懸命いろいろと考えていただくというところはあるのかと、伺っていて思いました。

それから、制度的なところというのは、これはやはりしっかりと国とかのほうで、制度設計をやっていただくというところはそうなのでしょうけれども、やはり無理くりそこにはないところにお子さんを行かせても、そのお子さんにとって本当にそれがいい学習環境なのかどうかというのは一方で課題なのかという理解も、質疑も含めて今あったところなんです。やはり制度に人をはめ込んでいくということではなくて、人に制度を合わせていくという考え方というのは大事かと思えますから、そういう課題というのは、都、文科省にもしっかりと教育委員会としても強く求めていっていただきたいと思えます。

そうした中で、1点確認が、学業の取組の質、ここの部分を今の体制の中で、一定程度のご答弁がありましたけれども、改めてどのようにこの質を担保していけるのか。そういう支援が学校でできるのかということについて、改めてご答弁いただきたいと思えます。

○矢部教育総合支援センター長

今のご質問についてでございます。こちらの陳情にも書いていただいていますけれども、学校のほうで丁寧にするというのがまず基本だとは思いますが。ただ、今、実は本当に僅かですけれども、地域の方にお子さんの理解をしていただいた上で、支援をしていただいている学校もあります。

また、東京都の人材派遣については、先ほどのとおりでございますが、そこも全学校に改めて、支援体制について協力できる部署がございますので、そこを紹介したところでございますので、特にそういうご要望のあるところはお名前もいただいていますので、少し個別に対応させていただきたいと思えます。

○つる委員

ありがとうございます。当然、学校では、当該児童のお子様と担任とがしっかりとお話をしながら、コミュニケーションを取りながら、また、保護者からもいろいろとお話を聞きながら、先ほどご答弁のあったような形で、学校、それから教育委員会側としてもご提案等をされていることもあろうかと思えます。やはり一番大事なことは、お子様にとって本当に一番いいのだ、勉強しやすいのだということで、すごくいい環境なのだということを学校としても一生懸命考えていただくという点が、どこまでいっても大事か。どこそこにあるからそこに入れば全て解決だということでは私はないのかというふうなあっては、しっかりとそういう専門的な現場の先生だとか、教育委員会の皆様と、また、当該保護者との前向きな建設的な、お子様にとっての取組をどうやっていくかという、本当に伴走するような形でしっかりとコミュニケーションを図っていただいて、支援も引き続きやっていけるような形、それから、も

う一方では、これは区に求めるということではなくて、制度の部分については、いろいろな形の観点で検証して、必要なことはきちんと作っていくということが必要ではないかと思います。ぜひ当該児童については、引き続き積極的な支援を教育委員会でも考えていただければと思います。要望です。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

○松澤委員

私の話になってしまいますけれども、私が中学生のときは、その方が知的障害なのか分からないですけれども、多分障害を抱えている方と同じクラスで共に学んでいまして、授業中に抜けたりするので、多分通級に通っていたという感覚だと思うのですが、私たちが子どものときというのは、そういう児童・生徒がいたときに、今もそうだと思いますけれども、助けましょうというのが自然の流れで、小学校からの引継ぎの中でそういうのが生まれてきて、子どもたち同士で助けるというのがあったのかと。今がないというわけではないですけれども。

私がPTAのときに、授業参観、学校公開で今、品川区の学校はいつでも見に行けるので、私も時間を見つけるとよく見に行っていた時期があったのですけれども、その中で、少し暴れてしまう生徒がいたりします。それについて先生が一生懸命対応してくれるというのを目の当たりにして、私も一緒に探しに行ったりとかしていましたけれども、その中で、今、少し不思議なのが、一部の生徒は、あいつが遊んでいるからいいじゃんという子も中にはいたのです。

そういった部分で、先ほど子どもの理解というお話が出ていましたけれども、学校でそういった障害児、こういう子たちもいますという障害者教育というのですか、そういったものに関して取決め、教育委員会で例えばどういうことを教えているのかというのを教えてください。

○矢部教育総合支援センター長

通常の学級のお子さんの中で、普通に交流するというのはとても大事だと考えています。お互いの学びがあると考えています。現状は、例えば、通級や特別支援教室に通っているお子さんと、特別支援教室がもともと在籍の学級があるのですけれども、当然、自分のクラスのお友達、特別支援学級についても、特別支援学級から来たり、特別支援学級に行ったりというので、比較的交流は進めています。そんなところで、理屈ではないところは感じます。

また、特別支援学級、教室の先生が、ある学年やクラスに行って、どういうことをそこで学んでいるかという説明会をやっている学校も少なくないです。そんなところで、自分の隣にいるお友達がどんな勉強をして帰ってきているのかというようなところは理解しています。

ただ、保護者会で、保護者のほうからぜひ言わせてほしいということで、自分のお子さんの実態をほかの保護者にも分かってほしいとおっしゃる方もいらっしゃったり、または、そんなに気にしないでほしいという保護者もいらっしゃれば、それぞれ個に応じて違うので、特に担任や管理職を中心に対応をしているという実態でございます。

また、特別支援学校のお子さんは、復籍交流といって、施設は全然遠いのですけれども、年3回ぐらいの学校行事に来たり、今、コロナ禍で難しいのですけれども、学級だよりを送ったりして、交流を進めているところです。

○松澤委員

ありがとうございます。センター長がおっしゃったとおり、私も保護者会に行ったときに、一度、親御さんがそのお話をされた。私の子どもはこういう形なのでよろしく願いますというお話をしたと

きに、衝撃で、今はそのように言わないといけないのかみたいな、何か寂しいというか、みんなで助けるのだというのが当たり前の世の中ではないですか。やはりお互い気を遣っていかないといけないのかというのが大いに感じております。

そういった中、私は本当に子育てというのは親育てだということを感じて、ずっと自分の中で思っているのですが、そういった意味で、やはり子どもとともに、私たち保護者としてもしっかり学ばなければいけないことがあるのかと思っていますが、学校として、親子向けの何かそういった勉強会といいますか、そういうものを実際やっていたり、また、お考えがあるのかだけお聞かせください。

○矢部教育総合支援センター長

学校のほうでは、クラス単位でお手紙を出すこともありますし、学校だよりで障害者教育についての啓発というところで内容を示す場合もあります。当然、特別支援学級が併設されている設置校については、その理解を深めなければいけませんので、4月5月の学校だより等で、また、保護者会等で説明させていただいているというところです。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、まず、令和3年陳情第40号の取扱いについてご意見を伺いたしたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○松澤委員

結論を出すをお願いします。不採択をお願いします。

先ほどいろいろお話がありました。いろいろな課題があるのですが、制度に現状入らないといういろいろなお話の中、区としては、特別支援教室での増員なども一生懸命やられている姿を感じ取れます。いろいろと今後とも制度の状況を見ながら、一生懸命進めていただきたいと思います。

○つる委員

本日結論を出すで、態度は不採択です。

支援員の拡充とかについては、先ほど来、最初の説明、それから質疑の中でもありましたとおり、現在も学校に対しても人材支援機構等の活用についての紹介という現状、それについては当然、拡充も今後引き続きやっていかないといけないということでもあります。また、通級の利用のところについては、制度に対する理解というのですか、現状の中で当該児童が行かれても、お子様に合った支援がなかなかこれは本当に心苦しい点もあろうかと思いますが、制度上できないというところがあるかと思いますが、ここはやはり違う観点で求めていかなければならないのかというところにおいて、この陳情については、不採択ということにさせていただきます。

○安藤委員

採択です。インクルーシブ教育の環境整備の方向性について、区教委としても、その必要性は認めておられます。障害者権利条約にうたう合理的配慮というのを実現するためには、やはりこの陳情を採択して、支援員の拡充と様々な場の拡充について、区議会から行政にその実施を私は促すべきだと。後押しと言ってもいいのですかね。なので、採択を主張したいと思います。

○吉田委員

本日結論を出すということでお願いいたします。主張としては、採択を主張いたします。

この陳情者の方がおっしゃっているように、普通級で学校生活を送っていて、大変よい教育を受けているという理解で、ただ、ここに書いてありますけれども、学校の担任の先生が手いっぱいなわけです。私は、本来、学校の担任がクラス全体を指導すればよいと思っていますが、その指導がなかなか行き渡らない。大変だと。それが先ほどの合理的配慮、教員の負担過重になってはいけないというのが合理的配慮ということであれば、支援員の拡充というのは学校こそが求めるべき、校長こそが求めるべきだと思っています。それをこの陳情者の方は、教員への配慮を示されて、国連障害者の権利条約第24条で保障されている権利を実現するために、支援員の拡充を求めておられます。当然の要求だと思っています。

先ほども質疑させていただきましたが、通級の利用については、今の制度は、今はないということは承知しておりますが、陳情者の方の意図としては、通級の制度を拡大していく方向で陳情されているということを確認いたしましたので、これは採択を主張したいと思います。

○松本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

支援員のところについては、皆さんおっしゃるとおりで、やはりこれは何とか増やす方向で検討していただきたいと思うのですけれども、やはり通級のところに関しては、制度上、なかなか困難なところがあると。これは我々議会、議員としては、これを採択するという方向に持っていくよりも、何ができるのかということ提案する方向でやっていくのが我々の職務かと思っておりますので、本陳情については不採択でお願いいたします。

○あくつ委員長

それでは、本陳情につきましては、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○あくつ委員長

それでは、本件は結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情につきましては、挙手により採決を行います。

それでは、令和3年陳情第40号、区内小学校普通級で学ぶ障害児への支援員の拡充、および通級利用の許可に関する陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○あくつ委員長

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(3)令和3年陳情第47号 区立学校の新型コロナウイルス変異株の感染予防対策に関する陳情

○あくつ委員長

次に、(3)令和3年陳情第47号、区立学校の新型コロナウイルス変異株の感染予防対策に関する陳情を議題に供します。

本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○あくつ委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件に関しまして、理事者よりご説明願います。

○有馬庶務課長

それでは、陳情の1番と2番について、私からご説明いたします。

まず、1番の教職員の不織布マスクの装着の徹底についてでございますが、2学期を迎えるに当たりまして、感染予防の徹底に関するということで、通知が国から来ております。また、同じように、都からも通知がありました。その中で、マスクについては、不織布マスクが最も効果が高いというようなことがその通知の中にも書いてありました。

ただし、それらを強制するような内容ではございません。特に国の通知では、保護者に適宜情報提供をすることという形になっています。区教育委員会としても、これらの中身については、学校にしっかりと周知をしたところですが、ただし、肌に合わない、息苦しさを感ずるなど個人差もあるために、推奨というところにしてございます。したがって、教員に強制、装着を指示するという考えは今のところ持っていません。ただし、数校に確認をしたところ、実態としては、教員の90%から95%が既に不織布マスクをしているというところはつかんでございます。

それから、2番の児童・生徒に対する指導等でございますけれども、同様に、学校に通知したときに、子どもにもそういった旨をきちんと指導、周知をしてくれということをお伝えしたり、保護者向けに、不織布マスクの推奨をしますというふうに取り組んでくれた学校も多いと聞いております。

ただし、教員同様、子どもについても推奨、あるいは中学生の着用指導まではできないかと思っております。児童・生徒については、東京都の通知にもあったように、マスクが不織布かどうかということよりも、しっかり鼻をかぶせて、しっかり正しく装着させるというところも大事な指導かと思っております。その辺をしっかりと学校に伝えているところですが、

こちらにも同じように学校に確認したところ、既におおむね8割程度の子どもたちが不織布マスクをしているということもつかんでおるところでございます。

○勝亦学務課長

3項目につきまして、私からご説明申し上げます。各教室への二酸化炭素濃度計の配布と設置についてでございます。

教室内の換気につきましては、国の学校における新型コロナウイルスに関する衛生管理マニュアルに沿いまして、原則、常時窓の開放を行ってございます。常時窓開放が難しい場合については、30分に1回以上、数分間、窓を全開にする対応を行ってございます。

こういった対応によりまして、教室内の換気については十分に行われており、学校の衛生基準でございます1,500ppmを超えないことが示されてございます。

このため、二酸化炭素濃度計によりまして、各教室で常時計測する必要性は低いと考えてございます。

○矢部教育総合支援センター長

私からは、ガイドラインについてのお答えでございます。

区では、文部科学省が示す学校における新型コロナウイルスに関する衛生管理マニュアル、今、バージョン6でございます。東京都教育委員会が示す新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガ

イドライン、現在はバージョン3でございます。を踏まえて、区立学校版感染症予防ガイドラインを作成しております。昨年度より12回にわたり改定を重ね、緊急事態宣言中の教育活動やワクチン接種に係る差別や偏見の防止など、新しい項目をその都度追記してまいりました。

また、ガイドライン以外にも、9月からの学校の感染対策やオンライン授業、児童・生徒の心のケアなど、詳細な対応についても適時に学校に通知してまいりました。

変異種による感染拡大が心配される現在も、マスクの着用や3密の回避、適切な手洗いなど、学校における基本的な感染対策につきましては変わりませんので、本ガイドラインを基に各学校が対策を講じて教育活動を進めております。

なお、先日、文部科学省から臨時休業等のガイドラインが示され、東京都からも感染予防のチェックリストが示されたところです。これらの必要な項目については、区立学校版ガイドラインにも反映させてまいりたいと考えています。

○あくつ委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等ございましたらご発言願います。

○安藤委員

ガイドラインなのですが、通知が来たので改定するということでしたけれども、6月30日から2学期が始まる前までに、改定の検討というのですか、改定するかどうかという検討というのはあったのかなかったのか、伺いたいと思います。

それと、二酸化炭素濃度ですけれども、1,500ppmということがありましたが、これはいつ何回、どこでどの規模で誰が測定したのかというのをもう少し聞かせていただきたいと思います。

○矢部教育総合支援センター長

第1の点についてお答えいたします。ガイドラインにつきましては、何回も協議をしてございますけれども、特に学校の行事については、一刻一刻、予定が詰まってございますので、そこについての改定はしてまいりましたけれども、大きなところ、基本的なところの中身については改定をしてございません。

○勝亦学務課長

1,500ppmを超えないのお話でございますけれども、まず、こちらにつきましては、先ほど登場しました文科省の衛生管理マニュアル、または日本薬剤師会等のホームページ等で、この形を取れば1,500ppmを超えないということで紹介がされています。

また、学校現場におきましては、全校におきまして、年間2回、全ての学校で薬剤師会に委託いたしまして測定を行ってございます。1,500ppmを超えたという、基準を超えたということはございませんので、そういった状況でございます。

○安藤委員

1点目のガイドラインのところは、結局、改定しようかしないかという検討は、改定が6月30日でしたか。30日に改定、そこから9月1日までにそういう検討も行われなかったということでもいいのかというのを確認させてください。

それと、二酸化炭素濃度ですけれども、これはコロナが始まる前からやっていたものなのか。年2回といいます、直近はいついつやったのか。全校で一斉にやるものなのか。そこら辺をお伺いしたいと思います。

それと併せて、2学期開始以降の感染状況を伺いたいのですけれども、区立学校での感染者数、子どもと先生の数それぞれ、それとあと、学級、学年、学校閉鎖の有無、あったのかなかったのか伺います。

また、あわせて、感染が不安で登校を控えた子どもの数、どれぐらいいたのか。あと、そういう事態に対応して行われたオンライン授業などの実施状況などについてもお伺いしたいと思います。

○勝亦学務課長

まず、二酸化炭素濃度測定に関しまして、こちらのほうはコロナが発生する前から、学校の環境衛生基準ということで定められているものでございます。直近の検査につきましては、7月、8月に全校で実施をしております。

また、続きまして、感染状況でございますけれども、2学期以降の児童・生徒の感染者数でございます。直近、手元の数字で68人となっております。学級閉鎖等については、今のところは発生してございません。

○工藤指導課長

9月、2学期始まって以降の教職員の感染状況でございますが、9月以降はゼロでございます。

○矢部教育総合支援センター長

1点目のガイドラインについてでございますが、緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置等のときには、特に水泳指導については何度も協議をしましたので、部課長会を中心に、ガイドラインについてはその都度内容の確認をしております。

一番最後の、不安で来なかったお子さんの数ですが、9月1日現在で395人、9月17日現在、もう一回確認しましたところ、全数はまだ調べてございませんが、50名以上いた学校は今、17日現在で10人に減っております。また、30人近かった学校も12人ということで、大分減少しているという状態でございます。

○工藤指導課長

オンラインによる学習について、私からお答えさせていただきます。

コロナの感染不安でお休みした児童・生徒、また、それ以外で様々な要因で登校していない場合、現在、オンライン授業を行うことが可能となっております。

また、2学期以降のところでございますと、そのまま授業をタブレットを使って配信をします。タブレットを教室に設置して、やっている授業をそのままライブ配信をしている学校もございますし、また、その場合、ご家庭の様子も映ってしまうということもありますので、ご要望に応じて、朝と帰りに関しては担任が顔を見て確認をしながら、課題については、ロイロノードスクールなどを使って、電子上でお渡しできるものもあれば、実際に紙でお渡しするパターンも行いながらということで、言ってみれば、ハイブリッドな形を行う中で、ただ、やはり対面に代わるところで顔を見て、表情を見て確認するなども行いながら、オンラインによる学びを進めているというところでございます。

○安藤委員

ありがとうございます。

二酸化炭素濃度計については、そんなにすごく高額な機器というものでもないわけです。ですから、測っていますから大丈夫ですというのではなくて、年に2回なわけですし、これは実際に測って、実態はかなり感知されていると思うのです。だから、それをきちんと見える化して、保護者の安心感につなげるということは、それはそれで大事な試みなのではないかと思うのです。それはぜひやっていただきたいと思います。

あと、感染の状況ですけれども、68人の子どもが感染をしていますし、これは学校内に限らないわけですけれども、あと、かなり不安で、当初は9月1日現在では395人と言いましたか。かなりの数のお子さんが不安で登校を控えていたという実態が明らかになりました。

本当にそういった点からも、やはりこういう感染対策を講じていますと。同時に、そういうお子さんに対してはこういう形で学びを保障していますというような、学校、教育委員会からの強いメッセージというのはすごく大切なのではないかと思いますので、そういった点からも、マスクの着用というのは、不織布マスクが効果があるというのは当たり前なことなわけですから、少なくとも、少しでも感染のリスクを下げるといふ点では、これは基本的に不織布にしてくださいということぐらいは言うべきなのではないでしょうか。何で言えないのですか。都が国がという話もありましたけれども、区としては何で言えないのか。区としての考えを伺いたいということ質問します。

それと併せて、ガイドラインについて改定しないまま迎えたわけですが、先ほど通知はしたということがありました。2学期に当たってのそういうこともございましたが、その内容、実際、2学期の開始に当たって、区教育委員会としての感染対策の基本方針、どういう方針を出したのか。特に今、学びの保障の件でもありましたけれども、やっているところもあると。区教委としては、学校全体に対してどういう方針を出したのかということを知りたいのです。感染対策はどのようにしてください、今まで以上に窓を開けてくださいと言ったのか。それと、学びの保障については、これこれこういうことでお子さんが来ない場合には、こういうことでやってくださいと。どういう方針を出したのか。そこら辺、聞かせてください。

○有馬庶務課長

それでは、私からマスクの話と方針の通知の話をさせていただきます。

まず、マスクについては、言えないということではなくて、きちんと言っています。強制はできないと言っているだけで、推奨するということは言っておりますので、保護者のほう、学校には当然、不織布マスクの効果が高いということと、それを推奨するということは言っていますので、何も言っていないということではございません。

もう一つ、2学期が始まるに当たって、8月31日、2学期以降のコロナウイルス感染症対策の徹底についてという通知を教育次長名で出してございます。その中で、大きなところでいきますと、まず、教育活動について、学びの継続と保障というところで、まずはガイドラインに基づいた感染予防対策を徹底した上で学校運営を継続するようにお願いしますということもまず言った上で、基本的には、あのときはまだ感染が続いていましたので、学級閉鎖等に備えて、1人1台のタブレット端末を活用したオンデマンド型の学習や同時双方向の学習について、校内で教科の特性、児童・生徒の発達段階に応じた実施方法等の検討を進めてくださいというようなこと、要するに、学びの保障の観点から、授業の様子を配信するなど、1人1台のタブレット端末を有効に活用した学習を行えるように配慮してくださいという、そういったところの対応について通知したところでございます。

それから、学校で実施が予定されている抗原検査についてということで、これは急に8月の末ですけれども、学校に抗原検査キットが送られるという話がありましたので、それを配備しますということで、これを有効に活用してくださいということなわけですけれども、これについて別途通知しますという話もしてございます。

それから、保護者への周知についてということで、なるべく不安を少しでも和らげるように、感染予防の取組ですとか、タブレットの活用等、学校だよりやホームページを使って情報提供をしてください

ということで、感染症基本行動3か条、3密を徹底的に回避する、それから、正しいタイミングと正しい方法で手洗いをする、咳エチケットを徹底する。それから、登校時の健康状態を把握してくださいと。毎日の検温。それから、具合が悪いときには、しっかり自宅で休養するようにと。そのような中身をしっかりと徹底しているところです。

それに併せて、小学生向け、中学生向け、保護者向け、学校向けというところでチェックリストというものを一緒に出しているという状況でございます。

○安藤委員

分かりました。ご丁寧ありがとうございます。

不織布マスクについては、感染確率を少しでも下げる。もちろんつけられない事情の方はいるでしょう。そういう方に何も強制してつけさせるというわけではありません。しかし、推奨だけでは弱いと思うのです。やはり布マスクの方がいたら、不織布マスクにしてくださいと呼びかけてほしいということなのです。それが徹底ということだと思ふのです。

もしそれができない方については、いろいろ事情があるでしょう。もちろん例外もある。それは認めますということなのですけれども、少なくともそういう徹底の指示というのは、それは子どもを感染から守るという点では、私はやるべきだと思います。

それと、こういう方針を出したということなのですけれども、それでも395人の方が9月1日現在では、様々な事情で、コロナの不安というのも含めて、登校を控えたというところでした。そこで、先ほど課長が示したような通達に基づいて学校が対応されたと思うのですけれども、幾つか例は伺いました。実施状況は学校によると思うのですが、実際、学びの保障というのはどれだけされていると感じているのかというか、ライブ配信で朝夕のみ確認し、紙で課題、様々あるとおっしゃいますけれども、実際それらがどれぐらいの規模で、規模というか、そういうお子さんがいた場合、実際どれぐらい行われているのかということと、それで、実態として学校に行けない、行かないという子に対しての学びの保障になっているとお考えになっているのか。そこら辺について、最後お伺いしたいと思います。

○工藤指導課長

オンライン学習による学びの保障の観点でのご質問でございます。私どもも、この2学期以降、各学校それぞれ問合せをする中でも、やはり個別にそれぞれ事情があり、お休みいただいているという場面がもちろんありますので、個々のご家庭、また、児童・生徒の要望に応じながら、学校のほうでは学びの保障をしていくと。

現状でいえば、タブレットで可能でございますので、例えば、eライブラリアドバンスを使つての学習の指示であるとかも含めながら、学級担任から児童・生徒に対してはきめ細かく対応していると思っておりますので、お休みいただいた中での学びの保障、その補充の観点からも、それは十分現状の中で行っていると把握してございます。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

○吉田委員

今、学校としても、いろいろな通達とか、そういう通知をされているということをお伺いしましたが、それは夏休みが終わる前にされたのか、それとも、その後だったのか。時系列の事務的な話ですけれども、お伺いいたします。

○有馬庶務課長

例えば、緊急事態宣言が延長されたりして、プールの授業をどうしようとか、移動教室をどうしようとか、そういったことは逐一、役員校長会で集まって話し合いとか、これは常時ずっと進めていたわけです。8月の末に役員校長会等をやって、一定程度、その中で2学期からはこのように始めようという形での意思統一はしておきました。

今、私が出した通知というのは、最終的には8月31日付で学校には出しておりますけれども、学校はある程度そういう方針でいくというのは分かった内容で発出したという状況でございます。

○吉田委員

分かりました。この陳情者の方がこの陳情を提出されたのが8月31日ということで、そういう学校のいろいろな対応が見えない中でこういう心配をされたというのは、私は保護者としては当然のことだと思います。

今のご答弁だと、その後、今まさに議論している、決定した辺りの時系列だと思いますが、その後いろいろ対策が具体的に学校に示されて、対策を取られているということだと思います。ですから、そういう意味で言えば、8月31日時点で、明日から2学期だというときに、この陳情者がこういう心配をされて、議会のこの議論の仕組みとかもご存じないでしょうから、今だったら間に合うかもしれないということでこの陳情を出されたということについては、実際の保護者の方ですから、いろいろホームページも調べた結果、それが見えないということで、この陳情を出されたというのは、本当に当然のお気持ちだと理解をしております。

その上で、不織布マスクのことなのですけれども、お子さんには配慮があるのですけれども、教員の方でもいろいろなアレルギー体質の方とかがいらっしゃるので、不織布マスクを強制できないというのは当然で、強制という言葉を使っていらっしゃらないので、その辺については強制はできないということとはご理解の上の陳情かと思います。

その上で、言葉の問題になってしまうので、どちらが上だとかどちらが下だということではないと思うのですけれども、基本は徹底はできないということでしたが、推奨というのがどの程度の強さなのかと思いますけれども、その辺についてはきちんとされているということで、不織布マスクの配布というのは、ごめんなさい、質疑で出ているかもしれませんが、忘れた方とか、通勤のときは布マスクだったけれども、学校では不織布マスクにしようとかという方もいらっしゃるかと思うのですが、忘れてしまったとか、そういう方への対応とかはされているのか。もし今までの質疑でされていたらごめんなさい。改めて伺います。

それから、二酸化炭素濃度計というのも、私もこれが一番確実なのではないかと常々思っているのですが、状況が教室によってやはり違うと思うのです。現にやはり教室の広さとか人数とか違う中で、個々のその時点の状況を把握するには、二酸化炭素濃度計が一番簡単で確実なのではないかと思うのですが、改めてそれについて検討する方向はないのか、伺いたいと思います。

それから、ガイドラインについても、どうも今までの質疑を伺ってみると、この陳情者の方が求められているのは、やはり学校側からのメッセージが伝わらない。区教委と学校の間ではいろいろやり取りがあって、いろいろ対策はされているのだけれども、それが保護者に伝わっていないということかと思ったのですが、ガイドラインの示し方とか、そういうことについて今後検討される予定とかはないのか、伺いたいと思います。

○有馬庶務課長

私からは、マスク、これは現場のほうにも実は校長先生も何人か相談していますが、やはり現場でも

徹底というところは難しいという声を聞いています。変に子どもたちの間で、あの子はどうだ、この子はこうだとなってもいけないので、こういうのは効果が高いですというところで言っていきたいと思います。

ただ、教員のほうについては、できるだけするようにと。推奨といっても、するようにということで指導しているとまでは言えませんが、実態として95%ぐらいと先ほど言いましたけれども、2学期に入りましてすぐの頃でしたが、現在ではもう少し高いかと考えておりますので、ずっと教員に対して働きかけはしていきたいと思っております。

それから、汚損・破損の場合が考えられますので、学校には予備の不織布マスクは備えてあるという状況でございます。

○勝亦学務課長

二酸化炭素濃度計も同じでございます。様々な状況があるかということで、各教室に設置するのが安心であろうということでございます。文部科学省の基準では、様々な事例について検証しまして、ほとんどのケースで1,500ppmを超えていないということで結果が出てございます。こちらのほうでも、先ほど申し上げました検査につきまして、各フロアにおいて検査を行っておりますので、様々な条件の中で1,500ppmを超えないものと考えてございます。

○矢部教育総合支援センター長

ガイドラインのことでございますが、基本的には、お子さんを守る感染防止、健康第一のための基本方針でございますので、今言ったご意見からすると、その記載内容としては当てはまらないかと考えます。

ただし、保護者に、感染防止の努力をしている内容については周知する必要を十分感じておりますので、これまでもお伝えしてきたところですが、再度周知していきたいと考えています。

○吉田委員

すみません。1個聞き忘れました。不織布マスクで、子どもたちのこともあって、子どもたち、本当にそれぞれ状況がありますので、現に息苦しいだけではなくて、いろいろな身体的な理由でマスクがしにくいという子どものこともニュースなどでは報道されておりますので、そういう子たちへの配慮は当然必要だと思いますけれども、排除とか、そういうことにつながってはいけないと思いますので、その辺は配慮は必要だと思いますが、先ほど教員へのマスクの予備の準備ということを伺いましたが、子どもたちについてはどうなのでしょう。忘れてきてしまった子とか、途中で汚してしまった子、それから、現に不織布マスクというのは毎日替えなければいけませんので、なかなか毎日替えるような経済的な余裕がないお子さんもいらっしゃるのではないかと思いますので、その子たちへのマスクの用意といいますか、それはこっそりというか、みんなの前で分からないような形でその子の手元に行く必要があると思うのですが、その辺の配慮について伺います。

○勝亦学務課長

子どもたちへの不織布マスクについてでございます。学校生活の中におきまして、例えば、忘れてしまった、汚してしまった等の対応につきましては、不織布のものを臨時的にお渡しできるように備蓄してございます。また、日常の中でのマスクの部分につきましては、生活の一部ということで、こちらのほうから一律で配る考え方は、現在しておりません。

○吉田委員

ごめんなさい。一律で配るというよりも、なかなかそういう毎日替えるような状況ではないお子さんが、心おきなくマスクができるような状況を求めたつもりですので、その辺については、きちんとその

お子さんも、自分はそういうマスクをする用意が、学校で配慮されているのだということが分かるような形になっているか、もう一回だけ。

○勝亦学務課長

経済的な事由のご家庭につきましては、就学援助等で現状支援を行っています。マスクの支援という形は、具体的には行っていない状況でございます。

○あくつ委員長

ほかにごございますでしょうか。

○松澤委員

ご説明ありがとうございます。マスクについては、一概にするしないというのは、保護者の中でも、必要ないから子どもにさせないでという保護者も実際にいらっしゃるのです。そういった部分では、すごく難しい課題なのかと思いつつも、不織布マスク、学校からもしっかりと推奨されて、子どもたちもしているようなイメージが私はございます。

二酸化炭素濃度計に関しても、教室を見に行きますと、しっかりと窓が開いていて、逆に風が入って、教科書がめくれるのを楽しそうにしている子どもたちも実際に見て、微笑ましいと思うこともあります。

また、マスクが足りない、忘れてしまったときなどは、学校で備蓄しているものも使っていただけますし、おかげさまでPTAのほうでも、しっかりと備品として購入させてもらっているのもうまく活用しているのかというのは、実際、現場で見ていると感じました。

その中で1点、不安で来られないが395人という中で、今、減少になったというお話を聞きましたけれども、不安で来られないというのが、なかなかそれが本当にコロナなのか、今現状、調子が悪かったら少し休んでもいいというと思えるお子さんもいらっしゃいますけれども、それがコロナで本当に休みなのか、今こうやって少し言えば休めてしまう環境、また、実際にクラスに何人か濃厚接触者で来られない子がいると、今、オンラインでやってもらっているのですよね。あれは子どもたちにもすごく評判で、きちんとオンラインで授業をやっていたよ、何々ちゃん元気だよとか、そういうのがよく聞こえているので、そういった部分で学びの保障というのはしっかりやっただいていて感謝しているのですけれども、不安で来られないお子さんの数というか、それが本当にコロナなのか、また違う形で問題なのかというのはすごく難しいと思うのですけれども、そういったところの線引きというのはどのようにされているのか教えてください。

○矢部教育総合支援センター長

委員おっしゃるように、ここは線引きが難しいと思います。もともと不登校で学校に来づらいお子さんが、やはりコロナと言われれば、それ以上のことは、そうですねと言うしか学校としてはありませんので、保護者のご連絡を受けて、そのとおりに受けております。

9月1日はその数でしたけれども、ぐっと減ってきておりますので、やはり学校の安全性とか、子どもたち、友達と一緒にいたいというところから来ている子は多いのだと思います。

ただ、もう一方で、おうちの中に疾患を抱えているご家族とか、ご自身もそうでしょうか、そういう場合はあくまで不安ということが原因でお休みになっていると認識しています。

○松澤委員

ありがとうございます。

そうしますと、濃厚接触者になってしまったとかいう場合はオンラインでやっただいていて、そういう不登校気味の方、不登校の子たちに関しても、同じようにオンラインでやるのか、それとも個別

でやるのですか。

○矢部教育総合支援センター長

先ほど指導課長からお話がありましたが、個々によって全然ニーズが違って、うちはオンラインは要らないというおうちもあるのは聞いています。ですから、不登校のお子さんと同じですので、来られていませんからオンラインです。方法で多いのは、教員と黒板をバックに映している形。中には本当にきめ細かく、A君、Bさんということで、一つ一つの質問や、みんなで協議するときは部分的に入ってくるというような工夫をしている学級もあるようでございます。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

○松本委員

マスクの件なのですけれども、先ほど徹底が困難というところで、徹底のところを結構思うのは、推奨している以上に、やりなさいと、業務命令に近くなっていくと思いますので、それは処分の話とかも出てくるので、これは言葉遣いを気をつけないといけないのではないかとすごく思います。それで実際に雇い止めの訴訟とかも起こっていますから、そこは我々も言い方に気をつけないとと思っております。

一方で、反マスクというか、マスクは絶対つけないのだ、そのように考えている人たちもいらっしゃるって、例えば、アレルギーとかでつけられませんという方たちがどうするのかというのはあると思います。どうしてもつけない、思想上つけないのだという方たちも世の中にはいらっしゃるって、そういう人たちに対してそれぞれ、教員でそういう人たちがいた場合に、これはやはり子どもたちの安全の面から、布マスクとかでもウレタンでもない、完全につけないという人がいらっしゃったときにどう対応するのかという対応策と、あと、お子さんと、保護者の方が子どもにはマスクは絶対につけさせないというような保護者がいらっしゃったところの対応というのを伺いできればと思います。

○工藤指導課長

教職員でマスクをつけないという、仮定のところでございますけれども、基本的には、現状、3密の回避であるとかと併せて、マスクをしないでの会話というのが、やはり感染予防の観点からすると、非常に今、マスクをしないことが感染拡大を招くと周知されているところでございますので、マスクの種類については、不織布マスク推奨ということで進めておりますが、マスク着用に関して、現在は本区でそういった事例がない中ではございますけれども、基本的にマスクを着用することに関しては、これは状況によっては職務命令を発することも必要であると、感染予防の観点からは考えているところでございます。

○矢部教育総合支援センター長

実際、しないという保護者のお考えでつけないお子さんもいると聞いています。こちらのガイドラインも含めて、国や東京都でも推奨ということですので、お願いはしていると思いますけれども、実際に大声を出さないとか、できるだけ飛沫が飛ぶような行為はお互い、AさんだけではなくてBさんも気をつけるというのは、全体の指導の中で感染防止に努めているというところです。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

○安藤委員

分かればいいのですが、9月1日で、様々な事情で登校されないお子さんの数は先ほど395人ということだったのですが、参考までに、今年の9月1日とか、一昨年の9月1日の状況が分かれば、も

し分からなければ、どれぐらい増えているのかというのを、感触だけでも教えていただければと思います。

○矢部教育総合支援センター長

正確な数字はお答えできないのですが、昨年9月の下旬に調べたときは、コロナ不安は二十数名だったと記憶しておりますので、現状は、この9月1日については、今年度については増えていると認識しております。

○あくつ委員長

よろしいでしょうか。

では、すみません、私から1点だけ。先ほどの二酸化炭素濃度の話なのですが、7月と8月に全校の調査を薬剤師会に委託をしてやったという報告がありましたけれども、これは当然、子どもがいる環境の中で、夏休み中、8月、どうなのかと思ったのですが、子どもがいる環境で調査をされたのかどうか。

また、全校でやったということですが、ここでは1,500ppmを子どもがいた段階で一回も超えたことがなかったという、そういうことでいいのかどうか確認させてください。

○勝亦学務課長

二酸化炭素濃度の話でございます。年間2回、7・8月の夏、それから、2月・3月の冬に全ての学校、各フロアで行ってございます。基本的には、児童・生徒のいる環境で検査を行って、1,500ppmを超えたという報告は、こちらのほうにはいただいている状況でございます。

○あくつ委員長

ありがとうございます。確認したかったのですが、8月であっても、子どもがいる環境で測られたということで、それはこういうご心配もあるので、それは学校側から、測ったけれども、そういう環境はなかったということは、ぜひこれは周知をしていただきたいと思います。要望です。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、まず、令和3年陳情第47号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○松澤委員

結論を出す、不採択でお願いします。

いろいろお話を聞いてまいりましたけれども、品川区としては、一生懸命取組が見えますので、継続して頑張っていただきたいと思います。

○つる委員

結論を出すで、不採択です。

理由は、各委員の質疑を伺っている中で、これまでも、今も、また、これからもしっかりと対策を取り、ずっと取っていくということが示されていることを理解いたしました。4点目のガイドラインについても、改定が随時行われると。最後、今、委員長からもありましたが、二酸化炭素濃度計の設置、これは当然、あるなしで言えば、あれば目で見えるので、ベターという形なのでは、ただ、学務課長からご答弁あったとおり、従前、学校の環境における部分においてのそういう確認というのはこれまでやってきたというところで、あと、学校の躯体の関係で、相当程度換気がいい悪いは別にして、され

ているという環境下でもありますし、ただ、そういう安心感をより一層感じていただくというところでは、委員長の質疑にありましたとおり、そのように対応が取れているので安心してくださいということは、どこかのタイミングで、児童・生徒ないし保護者にも分かるようなことというのは、これはやったほうがベターなのかという印象は感じました。

そういったことも含めて、ここに挙げられていることについては、教育委員会、各学校においても対応が取れているというところで、不採択とさせていただきたいと思います。

○安藤委員

本日結論を出すで、採択なのですけれども、9月に入って、都内でも私立高校で85人が感染するクラスターなどが発生しておりますが、マスクや時短など、様々対策を取っていたのですが、エアコンを稼働させて窓を閉めていたということで、やはりエアロゾル対策というのはすごく重要なのです。

そういう意味で、陳情にありますように、この内容は、せめてこのぐらい、最低限の感染対策というところがありましたけれども、私もそれはそう思いますし、やはり見える化で、学校がどういう状況になっているのかというのを、最低でもそういった情報というのを保護者のほうに伝えていくことで生まれる安心感というものもあるでしょうし、これは採択すべきだと思います。

○吉田委員

本日結論を出すということで、採択でお願いいたしたいと思います。

先ほども言いましたけれども、陳情者の方が陳情されたのは8月31日段階です。その後いろいろな対策もあったということですが、陳情者の心配というか、不安というのは当然の主張だと思います。マスクについては、先ほども言いましたけれども、強制とか徹底とか推奨とか、そういう言葉がすごく、具体的にどの言葉がどう定義されているかということはいろい議論があると思いますけれども、ぜひマスクは進めてほしいということで言えば当然のことですし、それから、二酸化炭素濃度計についても、これがあれば逆に、これからの季節、暖房をかける季節になります。基本は換気をするので、寒い思いをしている子がいて、中には、現実に寒さ対策で何か着込まれたりすると、それは教室の中で着るべきではないというような指導が行われていたりするわけです。廊下側の子と窓側の子では寒さも違ったりして、それが、この濃度計があれば、適切な濃度のときには窓を閉めて暖め、それで、二酸化炭素濃度が高くなったら、それを納得して換気をするという対策もできますので、そのためにもぜひ設置をしていただきたいと思います。

ガイドラインについても、先ほども言いましたけれども、この方も、ガイドラインを学校からのメッセージとして捉えて一生懸命検索をされていたのだと思いますので、その辺についても、そういう意味で捉えれば、ガイドラインの再三の改定というのを求められても当然かと思います。ガイドラインの改定が実際に難しいことであれば、各学校から保護者へのメッセージを、忙しいので大変だと思いますけれども、各学校のホームページ等でされるということもぜひ検討していただきたいと思います。

そういう、保護者の心配としては当然の陳情だと思いますので、採択を主張したいと思います。

○松本委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

マスクのところは、かなり推奨という形でできることはやっつけらっしゃると思います。二酸化炭素濃度計なのですけれども、確かに安心ということを考えると、これはそういう選択肢もあり得るだろうと思うのですけれども、ただ、安心と安全は違うところだと思いますし、薬剤師会にやってもらっているというところもあると思います。

あと、これは結構難しいのが、この二酸化炭素濃度計が本当に正確なのかというのは、結構報道でも言われておまして、逆に、これがあるから安心なのだと思って、でも、不正確で、それでかえって不正確な状態で濃度が高まっているということもあるので、ここは気をつけていかないといけないと思っています。むしろやはり慎重を期す形のほうで換気を徹底していくということのほうが、私は望ましいと思いますし、また、各教室となると、相当な予算がかかってきますので、それよりも、ほかの有効な対策を取っていただいたほうがいいのかと思います。

ガイドラインについては、これは国や都からの通知等を見ていただきながらやっていただくところですが、先ほど他の委員からもありましたが、これは二酸化炭素のほうもそうですけれども、情報共有というところで、提供というところで、できるだけコミュニケーションを保護者の方たちと取っていただければと思います。

以上、できるところはやっていращるので、今回の陳情については、不採択というところで申し上げます。

○あくつ委員長

それでは、本陳情につきましては、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○あくつ委員長

それでは、本件は結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情につきましては、挙手により採決を行います。

それでは、令和3年陳情第47号、区立学校の新型コロナウイルス変異株の感染予防対策に関する陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○あくつ委員長

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時42分休憩

○午後1時00分再開

○あくつ委員長

ただいまより、文教委員会を再開いたします。

(1)令和3年請願第10号 デルタ株の感染爆発の中で迎えた2学期 子どもたちを守り、成長と学びを保障するための緊急請願

○あくつ委員長

次に、(1)令和3年請願第10号、デルタ株の感染爆発の中で迎えた2学期 子どもたちを守り、成長と学びを保障するための緊急請願を議題に供します。

本請願は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○あくつ委員長

朗読が終わりました。

理事者の説明の前に、令和3年請願第10号に関し、請願者より意見陳述の申出が出されております。この申出につきましては、質疑終了後、意見表明の前にお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○安藤委員

質疑の前にぜひ意見陳述をされたいということですので、陳述を伺った上で、請願の審査にも活かしたいと思っております。よろしくをお願いします。

○あくつ委員長

ほかにご意見ありますか。

○吉田委員

生活者ネットワークとしても、意見陳述していただくなら、やはり審査に活かせるように、先にぜひ伺いたいと思います。

○あくつ委員長

ほかにございますか。

○松澤委員

意見陳述につきましては、慣例通り、質疑が終わってから諮るでお願いします。

○あくつ委員長

ほかにございますか。

○つる委員

請願内容、よくまとまっていますので、質疑の後でもよろしいと思います。

○松本委員

私は、やはり審議にも資すると思いますので、先に意見をおっしゃっていただくのがいいかと思いません。

○あくつ委員長

ただいまいただきましたご意見では、意見陳述の取扱いにつきまして、冒頭に諮る、質疑終了後に諮ると見解が分かれております。

まず初めに、意見陳述の取扱いをいつ諮るかについて確認させていただきます。

意見陳述の取扱いについて、冒頭に諮ることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○あくつ委員長

ありがとうございます。冒頭に諮るが3名で、質疑終了後に諮るが3名です。可否同数であります。

よって、委員会条例第15条の規定により、委員長が裁決いたします。委員長といたしましては、質疑終了後に諮ると裁決いたします。ですので、本意見陳述の申出の取扱いにつきましては、質疑終了後に諮らせていただきます。

それでは、本件に関しまして、理事者よりご説明願います。

○有馬庶務課長

それでは、私のほうから、請願項目(1)の③のすまいるスクールを除きまして、一括して説明をさせていただきますと思います。

まず、(1)の校内感染をさせないための対策の実施のうちの、教員のワクチンとPCR検査等でございますが、この夏、都の集団接種会場が設置された際、教育関係者の優先実施というのが設けられまして、各学校へ周知するとともに、申込みを行いました。この結果を踏まえて、教員のワクチン接種は相当程度進んでおります。

それから、簡易抗原検査キットについては、8月末に申込みを済ませ、今月中に配布が予定されているという状況でございます。

PCR検査については、予防に適切な時期に保健所と相談し、検査を行うということですので、これらを踏まえまして、PCR検査とか、簡易抗原検査の頻回の検査を行う予定はございません。

②の子どもたちへのPCR検査等でございますが、こちら、子どもの感染についても、予防に適切な時期に保健所と相談して検査を行っているものでございます。抗原検査については、教員向けに都から通知が来た際も、これらを扱うには、医師が常駐していることが基本的には原則、もしくは取扱いマニュアルをしっかりと読んで、そのテストみたいなものがありまして、それで満点を取った者が行えるというようなことでもございました。子どもの鼻の中、鼻腔の粘膜を取るということですので、これらを教員が行うというのも負担が多いということでもございますので、子どもへのこのような抗原検査を行う予定は今のところはないというものでございます。

また、検査を行ったとしても、陽性でも陰性でも、医療機関へ受診することとなっておりますので、それらのことを考えますと、児童・生徒や学校現場の負担を考えると、実施は難しいかと考えております。

それから、④のほうです。マスクの関係ですけれども、マスクについては、不織布マスクが効果が高いということを学校に通知してございます。各学校では、子どもや家庭にも周知しているというところでもございます。マスクの常備については、紛失や汚損してしまったような場合に備えて、不織布マスクを常備しております。現状、教員では90から95%、児童・生徒の約8割が不織布マスクをしていると捉えています。

それから、換気ですが、国の学校における新型コロナウイルスに関する衛生管理マニュアルで2方向の常時開放、もしくは開放が難しい場合も30分に一度、数分間、全開換気するというところになっております。換気については、これまでも十分に取り組んできておりますので、そのようにしっかり実施をしているところでございます。

それから、⑤の、身体的距離の確保ができるゆとりある教室空間を確保するというところでございますが、教室そのものを大きくするというのは物理的に難しいところがあります。現在、法改正に伴い、35人学級に取り組んでいるということでもございます。

また、今までの教室は、大体7メートル、9メートルの63平米ですけれども、改修の際は基本的に8メートル掛ける9メートルの72平米を基本として、今、改築等は進めているところです。

また、校内では、密を避けるために始業式をリモートで行ったり、いわゆる運動会を学年ごとに分けて行うなど、工夫しながら行っているというところでもございます。

それから、子どもの感染が確認された場合の濃厚接触者の関係ですが、濃厚接触者については狭く限定はしておらず、国立感染症の研究所の定める新型コロナ感染患者に対する積極的疫学調査実施要領に定める濃厚接触者の定義に従って、保健所が判断していると。保健所として判断をしているところでござ

ざいます。

このように、感染拡大防止に必要な濃厚接触者へ必要な検査は実施していると考えておりますので、全員のPCR検査を実施する必要性は低いと考えております。

それから、ストレス軽減等、災害時の基本的な柔軟な教育をというところでございますが、①の学習指導要領の弾力化等でございますが、まず、学校の教育課程については、教育基本法や学校教育法施行規則により、学習指導要領によって編成することが定められております。本区においては、品川区立学校教育要領を定め、各学校はその内容に準拠した教育活動を進めているところです。授業時数についても、1、2年を除き、学習指導要領に示す標準授業時数が国と同じという形になっています。

また、今年度連合行事を見直したことによって、学校もゆとりを持って計画をしており、学習内容をじっくり学ぶことができる授業時数が確保できているものと認識しております。

それから、成長を保障するために年齢に応じた学びというところでございますが、まず、コロナについての学びについては、6年生で病気の予防、9年生で感染症の予防ということについて学習をしています。

また、文部科学省や東京都からの学習資料を活用して、各学年が学年に合わせて適時指導をしているところです。

また、昨年12月には、教育委員会がコロナ感染症の理解と予防、差別や偏見の防止などを目的に、動画を作成しました。これらをユーチューブの品川区公式チャンネルに掲載して、各学校で活用しているところがございます。

次に、子ども同士の話し合いや活動の保障ですが、各学校は、学校行事について、対象者を限定したり、時間や場所を分けたり、タブレットを活用したりしながら、新しい生活様式の中で教育活動を充実させています。話し合い活動は、タブレットにある学習支援アプリを活用し端末に書き込むことで友達との意見交流をしたり、ビデオ会議システムアプリを使って話し合ったりするなど、主体的に意見交換をしています。

それから、心のケアの関係でございますが、まず、こちら、養護教諭のほうでございますが、養護教諭の配置については、都の配置基準に基づいて行っているものであり、今のところ、都が増やすということはこちらのほうには情報はありません。区としても、配置をする予定はありません。

それから、スクールカウンセラーの関係ですが、こちらのほうも、東京都でのスクールカウンセラーの常勤についての計画は今のところは聞いていません。区としては、巡回相談員を配置して、各学校へ巡回し、児童・生徒への配慮について教員にも助言をしています。

また、必要に応じて、学校支援チームであるHEARTSの心理士も対応しております。

そのほか、生活アンケートや目安箱、タブレット端末のデスクトップに相談窓口のアイコンを設置するなど、児童・生徒自らが気軽にSOSを発信できるよう、様々な相談ツールを利用して、心のケアに当たっているところがございます。

最後、分散登校等の関係ですが、文部科学省からは、感染不安などを理由とした地域一斉の臨時休業については、子どもの学びの保障や心身への影響、学齢期の子どもがいる医療従事者等の負担等の観点を検討し、慎重に検討する必要があること、特に、区立学校は、現時点で家庭内感染が大部分であることを踏まえれば、地域一斉の臨時休校は避けるべきであることが示されております。

本区としても、学校は友人や先生等と直接対面で交流することが大きな意義があると考えております。現在のところ、区内一斉の臨時休校や分散登校を行う考えはございません。

しかしながら、今後、感染が爆発して、もし分散登校などを行わなければならないような状況になった際は、学習保障の観点から、どのようにやっていくかということは、分散登校も含めて慎重に検討したいと考えております。

○廣田子ども育成課長

私からは、すまいるスクールの職員のPCR検査についてお伝えいたします。

すまいるスクールにおいては、スタッフの健康状態やスタッフの家族、利用する児童の感染状況を踏まえ、保健所とも相談しながら、感染予防に資する適切な時期に必要な検査をしており、定期的なPCR検査の実施は現在のところは考えておりません。

○あくつ委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

一般質問でも、学校の感染の状況についての質問とかがありまして、答弁もあったと思うのですが、改めて、今年度に入ってからの学校の感染の実態について伺いたいのですが、4月以降の感染者数、小学校、中学校それぞれ、あと、子どもと教職員の内訳、それと、今年度に入って、学級閉鎖ですとか学年閉鎖、学校閉鎖、それぞれ何回ずつ発生しているのか、伺いたいと思います。

あと、すまいるスクールについても、今年度に入ってからのそういった状況を伺いたいと思います。

○勝亦学務課長

今年度の感染の状況ということで、ご質問をいただきました。

まず、今年度4月から9月17日までの直近の数字でございますけれども、今年度の累計で333人の児童・生徒の感染が出ました。児童・生徒については小・中の区分けはございませんけれども、大体各校満遍なく、同じような比率で出ている状況でございます。

4月以降の感染者数、今、累計を申し上げましたけれども、9月が68人、8月が173人、そういったような状態になってございます。

また、学級閉鎖等々につきまして、2学期以降また、4月以降も学級閉鎖は実施しておりませんが、一部、濃厚接触がクラス全体に出ている可能性があるということで、検査のために学級を一時止めた学校が2校ほどございます。

○廣田子ども育成課長

すまいるスクールにおける感染者なのでございますけれども、4月については0人、5月については、児童2名、保護者1名、その他、7・8月につきましては、保護者も含まれていますが、7月が全体で7名、8月が54名、9月については、15日までで8名となっております。4月から9月15日までで、児童が全体で32名、職員が13名となっております。なお、こちらにつきましては、児童については教育委員会に報告しておりますので、ダブルカウントとなっておりますので、ご承知おきください。

あと、すまいるスクールについては、預かりを休止したのは8月12日から26日、大井第一のみで、これは前回の文教委員会でご説明申し上げたとおりで、そのほかにはお休みした実績はございません。

○工藤指導課長

教職員の感染者数でございますが、4月以降9月、先週末までの現在で37名でございます。

○安藤委員

ありがとうございます。発生しているなというか、出ているのです。

例えば、小・中学校とすまいるスクールそれぞれ伺いたいのですが、学級を閉鎖したりとか、あるいはすまいるスクールを閉鎖したりとかという、その判断基準というのは何かあるのか。そこら辺を、あればお伺いしたいのが1点と、それと、これも共産党の一般質問でも紹介したのですが、文科省が8月27日付で検査についての対応ガイドラインというのを出していますが、濃厚接触者以外で新たに接触者周辺の検査対象となる者と。周辺検査対象者という分類を設定して、感染者が1人出たら、同じクラスや、寮だったり、あるいは同じ部活の子ども全員を検査対象にすることが可能になりました。費用については、国が全額負担をする行政検査ということになると。感染がかなり進んで、保健所が逼迫しているような地域では、学校は検査する対象者名簿を作って、保健所が認めれば行政検査を受けられるという内容です。

あと、結構大事だと思うのが、濃厚接触者は2週間の出席停止になりますけれども、いわゆる周辺の検査対象者の検査の場合は、検査を受けたというだけでは出席停止にはならないで、検査結果が出るまでは登校控えというのはあるかもしれないですけれども、出席停止にならないというところも示されておりますが、でも、文科省の27日付の対応ガイドラインを受けて、今現在、区教委としては、クラスの中で感染者が出た場合、検査の対象についての考え方はどうなっているのか、伺いたいと思います。

○勝亦学務課長

検査、それから学級の閉鎖等についてお答えいたします。

まず、学級閉鎖の取扱いにつきましては、先ほど委員おっしゃいました、8月27日に文部科学省からガイドラインが示されてございます。品川区におきましても、こちらを参考に、学校の種別ですとか施設の状況、教室の配置の状況、教室の状況を踏まえて、総合的に判断するとしております。

ガイドラインに示しております内容につきましては、今ご紹介ありましたけれども、同一の学級において複数の児童の感染が判明した場合等々出てございます。ただ、こちらにつきましては、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合という、まずその大原則がございまして、複数名の考え方というよりは、教室の中で感染が広がっているかどうかというのを判断基準とさせていただいております。

濃厚接触もこちらに基づきまして判断してございます。こういった中で、濃厚接触に関しまして、検査の対象としましては、濃厚接触の基準に従いまして判断してございます。一般的には、1メートル以内でマスクなしで15分以上接触したというようなものがあれば、濃厚接触者として検査対象としているような状況でございます。

○廣田子ども育成課長

すまいるスクールにつきましては、今現在の預かりは、どちらかという、いわゆる学童保育の対象になっておりますので、保育園と同様に、厚労省より、保護者の就労を保障するよにということ、なるべく閉めないよにという通達を受けているところでございます。ですので、何人だからということではなく、すまいるスクールの中で感染者が複数人出て、保健所の判断により、すまいるスクールで預かりを続けることによって感染が広がる可能性が否定できない場合には閉めるという形で捉えております。

先だって報告させていただいた大井第一については、すまいるスクールの運営そのもので感染が増えたということは言えないのですが、新学期に向けて感染者が、広域にわたり200人以上の検査をしたところ、十数名の感染者が出たところで、新学期に向けて一時受け入れを中断することで感染予防に資するという判断を保健所がしたことにより、閉めたという状況となっております。

○安藤委員

よくははっきりと分からないのです。結局、文科省のガイドラインが出て、品川区は感染者が1人出たら、同じクラスや部活の子ども等、全員を検査対象にすることが可能ですということがガイドラインで出たのですが、やらないということなのですか。今までとあまり変わっているという印象がないのです。感染が広がっている可能性が高い場合を判断基準にとかということは、学級閉鎖の判断の話なのか、よくわからなかったのですけれども、それはやはり検査してみないと分からないので、やはり私は1人出たら、この対応ガイドラインにあるように、濃厚接触者に限らずクラスの全員検査をやればいいのではないかと思うのですけれども、濃厚接触者だったら検査するのは当たり前だと思うのですが、そこについてもう一度伺いたいと思います。

あわせて、検査キットの話がありましたけれども、全国の小・中学校で80万回分が配布ということで、品川区にも今月中に来るとということなのですが、これは区教委としてはどのように活用するというお考えになっているのでしょうか。具体的な活用方法というのですか、どのように考えているか、あわせて伺います。

○勝亦学務課長

まず、感染者が出た場合の対応について、変わっていないというお話でございます。基本的には、保健所の対応の中で、これから発症するであろうという疑いの強い方を検査の対象にしていくという考え方で実施してまいりますので、全員に検査を行うという対応は取っていない状況でございます。

○有馬庶務課長

簡易検査キットでございますけれども、基本的には、第一義的には対象は教員へということで通知が来ています。ただ、小学校4年生以上も実施することは可能ですということは書いてありますけれども、先ほど少し触れたように、子どもの鼻腔を医師免許がない人がやるのは難しいだろうということで、子どもには基本的にはやらない方向でいきたいと思います。

教員としても、そのとき具合が悪いとき、最終的に医療機関に行ってもらえるのですけれども、緊急的なところでは簡易検査は教職員用に使っていくということで考えているところでございます。

○安藤委員

検査キットのほうは、検体を取るのはかなり大変なので、何で検査キット、こういう抗原検査のにしたのかというのはそもそも論としてあるのですが、高齢者施設でやっているような、唾液で即、短時間で取れるPCR検査のほうがよくはないかと思うのですけれども、これが来たものですから、現場としてはどう活用するかということを考えていくということだと思っておりますが、そもそも学校でも気軽にPCR検査というのを唾液でやれるようなものもあるわけですから、それをしっかりと進めていくべきだと私は思っています。

前段のほうですが、何でこういうガイドラインを文科省が出したのかというのは、やはり今までの対応とは、感染がかなり広がったというのがありますし、デルタ株で今までと様子が違うというのがあるから、学校での判断が、保健所で認めてもらえれば、リストで学校での判断で検査できますという。検査を広げろという。やはり検査を広げることで、早期に陽性の子を保護して、ほかの子への感染、伝播を防ぐという考えで出てきたわけなのですから、今のご答弁だと、何も変わっている感じがしないのです。

だから、伺いたいのは、この対応ガイドラインでは、感染者が1人出たら、同じクラス全員を検査対象にすることが可能になったわけですから、それはあくまで可能ということであって、品川区教委としては、このガイドラインは出たけれども、区の判断としてそういう対応はやらないということなの

でしょうか。伺いたいと思います。

○勝亦学務課長

コロナ対応の検査についてでございます。まず、こちらの、今おっしゃいました保健所の対応ということでございますけれども、品川区におきましては、こちらの通知の、現場での濃厚接触の判断という形は取らずに、保健所のほうで変更なく、濃厚接触の判断、検査時期の判断等を継続して行ってまいりました。そういった中で、今後も検査対象、検査時期と方法については、保健所と相談しながら進めていく考え方でございます。

○安藤委員

私は、それでは、これから第6波にも備えなくてはいけないという話もありますけれども、子どもの安全を守ることができないのではないかと思います。やはりしっかりとそういう学校での現場の判断で、別に検査をやって陰性だったら、それで安全だということが分かるだけなのですから、別に検査をやることで濃厚接触者の周りの、さっきも紹介しましたがけれども、検査をやることで待機になるわけではないのですから、だから、子どもにとっても、自分が今、感染しているかどうかをはっきりさせられるという、ただメリットしかないのです。これを活用しないで、今までと変わらないというのは、私は違うのではないかと。強くこれは改善を求めたいし、少なくともこのガイドラインの対応をしっかりと活かして、行政検査を広げていっていただきたいと思います。

それで、すみません、後段のほうも、(3) 辺りもお伺いしたいのですが、(3) の①に関わって、昨年は一斉休校があった関係で、かなりカリキュラムなどをいじらなくてはいけなかったと思います。今年度については、このカリキュラムや授業時数についてはどんな感じになっているのか。何か例年と比べて変化があるのか、伺いたいと思います。

それと、②のところの子ども同士の話し合いや活動を保障するということですが、子ども同士の話し合いという点では、先ほどご答弁もありましたが、コロナについて子ども同士で実際に話し合うといいですか、子どもはこういうコロナだから大人の指示に従っていけばいいのですという考えではなく、例えば、デンマークとかノルウェーでは、首相が子ども向けの記者会見を、コロナが広がった当初にやりました。子どもからの質問にも答えましたし、子どもを権利の主体として尊重して、その声を聞いた上で、子どもの最善の利益を考えて施策を行うということを行いました。これはまさに子どもの権利条約の精神の発揮なのではないかと思うのですけれども、そういう、この請願にもあるような、コロナについて子ども同士での話し合いとか活動というのはどれぐらい行われているのか。それを伺いたいと思います。

○矢部教育総合支援センター長

1 点目の授業についてですが、昨年は4月5月とお休みでしたが、今年度はお休みはございませんでしたから、順調に進んでおります。繰り返しになりますが、連合行事を大分削減しましたので、学校も比較的ゆとりを持ってやれていると認識しています。

2 点目の話し合い活動についてですが、コロナにということだけで申し上げると、先ほど各学習の中で取り上げると同時に、自宅待機になってしまうお子さんの話も含めて、各クラスの実態に応じて、担任と話す場合もありますし、学年でお休みになってしまえば校長から話す場合もございますので、タイミングを見て、講話とか、あとは教室の中でそういうことについての話し合いというのは適時に持たれていると認識しております。

○安藤委員

こういうコロナという、かなり経験したことのない特殊な状況だと思うのですけれども、だからこそやはり教育の真価が試されると思うのです。そういう状況そのものについて、やはり子どもは指示に従うということだけではなく、実際、何でもかようなルールができるのだろうか、何でもかような状況になっているのだろうかというのを、子どもも交えて、教育活動のある意味大事な部分として行っていくということは、むしろこういう状況だからこそすごく大事になっていくのかと思っておりますので、そこは充実していただきたいですし、例えば、大胆に、いつも毎年行っているようなものであっても組み替えていくとか、そういったことも必要かと思っております。

最後ですけれども、ただでさえ交流そのものの活動に制限がかかってしまうというのが、コロナの厄介なところだと思うのです。ずっと子どもたちにはストレスがかかっているのです。やはりこういうときだからこそ、ふだんの学校生活であっても、かなり子どもたちというのは忙しくしているし、課題も多いし、ゆとりがなくて休みたいと思っている子もいたのです。それがさらにコロナで拍車がかかっているような状況だと思います。コロナ禍だからこそ、そういう、いわゆる座学でもない、授業とはまた違う、総合的な学習というのですか。臨海学校、移動教室、修学旅行等は、やはり何としても工夫をして保障してあげたいところだと思うのです。それは請願にも書いていることだと思うのです。

それぞれ区内の実施状況、どうなのでしょう。今年度については、ほとんど今年度に入ってから緊急事態宣言という状況ですので、厳しいと思うのですが、臨海学校、移動教室、修学旅行の実施状況について伺います。

また、各学校が何らかの形で工夫をして実施できるように、9月実施予定だったところも、やはり8月に感染爆発したので、中止、延期ということになりました。区教委としても、財政面も含めて、最大限支援すべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。昨年度もそういう状況だったのですけれども、いろいろな支援、工夫をして、区教委としても後押しして、様々な代替行事も行われたと認識していますが、そういったことも含めて支援をすべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○勝亦学務課長

今、移動教室等の実施状況についてご質問いただきました。まず、今年度、6年生、それから7年生、8年生が移動教室を実施する予定でございました。本来ですと、7年生なのでございますけれども、昨年度、7年生の移動教室ができませんでしたので、今年度、8年生として実施する予定でございました。6年生、7年生、8年生、移動教室を実施予定でございましたけれども、残念ながら、緊急事態宣言等の延長等で、現状、実施ができていない状況になってございます。

今後の保障といいますか、代替に関しまして、7年生に関しましては、まず、昨年同様に1年間、繰り延べるような形ができないか検討してございます。

また、6年生につきましては、今後、まだ後半、緊急事態宣言が明けた後、何とか移動教室が実施できないかということで検討しているところでございます。

8年生につきましては、既に一度繰延べをしてございますので、こちらも今年度内のうちに代替事業を実施する予定で今、学校と調整をしているところでございます。

○矢部教育総合支援センター長

修学旅行についてでございます。15校中2校で既に実施しておりまして、5校は、この9月10月が予定でしたけれども、全て延期と聞いています。1校、中止を検討していますが、その際も代替をしたいという意向でございます。

○安藤委員

本当に安全を確保しながら、学びを止めないと。なおかつ心のケア、そういう意味では、本当に行事というのは、いろいろな工夫をして、最大限に保障してあげるというのが大人の、教育委員会としてのやるべきことかと思っておりますので、様々な工夫をするということですが、例えば、今年の6年生というのは、昨年の5年生のときに臨海学校が中止となり、前期課程というところで、今年も中止になってしまうと、5年生6年生で何もないというような、そういう、友達と宿泊しながら様々な面で学ぶ、勉強するという機会が全く前期課程で失われてしまうということになってしまいますので、本当にここは各学校の支援をしていただきたいと思っております。

その支援をするに当たっても、やはり様々な代替案を実行するに当たっては、予算もかかります。そういったところを、あるいは区有施設の融通など、様々なそういう支援を行う必要があると思うのです。そこら辺についてぜひ区教委としても頑張ってくださいと思うのですが、最後にご答弁いただければと思います。

○勝亦学務課長

移動教室の中止、延期等についてでございます。今後、様々な予算の状況ですとか、そういった状況を踏まえて検討してまいりたいと思っております。これまでも何とか実施できないかということで、様々な手法、実施のタイミングですとか、方法を研究してまいりましたけれども、残念ながら、現状はできていないということで、今後、相談してまいりたいと考えております。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

○吉田委員

私からは、先ほどすまいるスクールの職員、また教職員の方たちへのご要望に対して、ご答弁が、聞き間違いでなければ、感染予防に資するに適切な時期と回数でしたか、そういうことで判断して実施しているということだったのですけれども、具体的に感染予防に資する適切な時期と回数というのはどうということなのか、ぜひ教えていただきたいと思っております。

それから、学校のゆとりある教室空間の確保は物理的に無理というような趣旨のご答弁だったと思うのですけれども、それは例えばいろいろな、今、学校のそれぞれの空き状況、子どもたちが増えているので厳しいということもあると思うのですけれども、例えば、特別教室の活用とか何かそういうことも踏まえて、なおかつそこまではやっていてそれ以上は物理的に無理だという趣旨なのか、全然そういうことは日常の教室の活用の範囲で物理的に無理だからということで判断をされているのか、伺いたいと思っております。

それから、先ほどの子ども同士の話し合いや活動を保障するというところで、少し話が食い違っているのかと思うのですけれども、すごく具体的なことで言うと、行事をやるかやらないかの判断ということが随分議論になりましたが、生活者ネットワークによく聞こえてくるのは、判断するとき、子どもに対しては全く意見が聞かれなかったということを使う子が結構いるのです。だから、学校によってはきちんと聞いていて、そういう子たちは何も不満は言わないでしょうから、そういうことをしてもらえなかった子どもたちが主に意見を言うのだと思うのですけれども、子どもも、コロナについての年齢に応じた学びというのはそれなりにあって、そこで判断することは可能だと思うのです。よく聞くのは、何の説明もなかったというのと、こうしたいのだけれどもどうしようかというのもなかった。代わりにどういうことが考えられるかという意見も求められなかった。そういう声なのです。具体的にそういう話し合いは、それぞれの学校の判断に任されている。だから学校の問題なのか、それとも、区教委

の方向性としてそういうことをあまり学校長会とかの議題にしてこなかったのか、その辺について伺いたいと思います。

それから、子どもの心のケアのところ、先ほどHEARTSの巡回相談員が巡回しているということと、それから、HEARTSの支援についてご答弁があったのですけれども、聞き取れなかった。HEARTSの事業内容をそこまでもう少し広げているという意味なのか。だから、HEARTSの事業が大変になっていくから、そこに区教委として支援をしていこうとする方向なのか。その辺、ぜひ教えていただきたいと思います。

○廣田子ども育成課長

すまいるスクールにおきましては、スタッフの体調でありますとか、家族でありますとか、体調の悪い人と接したりとかした場合には、感染したとはっきりしている方と接していなくても、一旦休んでいただくか、児童と接触するお仕事なのでということで早めに休んでいただく、シフトを変更するなどという形でしております。

その間にも感染した方と接触した場合においても、すぐに検査しても陽性とは出ないので、接触して5日たってからであるとか、適切な時期に検査をしないと、早過ぎるとマイナスになってしまって、「その後また熱が出ました、陽性です」というようなことが起こり得るので、家族であったりとか、友人であったりとか、細かく状況を確認して、少し危ないと思ったら、とにかくシフトを変更して、一旦勤務から外れていただくという形をして、検査が必要な状況かどうかを見極めて、その段階で検査をしていただくため、適切な時期にということを申し上げております。週に1回とか決めたときではなく、判断した上で検査をするということをお伝えしたものでございます。

○有馬庶務課長

教室の関係ですけれども、この請願の項目だと、ゆとりのある教室空間を確保するというところから、どういう意味合いがということはあるかなかなか難しいところもあったのですけれども、まず、物理的には、なかなかすぐ広げるとことは難しいだろうということはあるのではないかと思います。

それで、現在、新しい改築校だとかは、オープン型の教室とかをしてありますので、換気の面も含めて、物理的に圧迫感を感じないように、オープン教室型で授業をやったりしているのはあります。

それから、これは授業の中での工夫ということで、少人数展開とかをするときは、空き教室とかを当然使っていますし、家庭科室が空いていれば、広い教室を使って工夫するとか、そういったことは出てくるでしょうけれども、基本的にホームルームとか、みんなで集まるときには、基本的な教室に集まらなければならないところがあるので、そこではある程度の工夫はしていかなければいけないとは思っています。

大声を出さないとか、換気をするとかということもあるのですけれども、今のところ平均すると30人学級なので、そういう対策をしっかり取らなければいけないところもある程度限られてくると思いますけれども、あまり密にならないように注意していきましょうというところは、引き続き学校には周知しているところでございます。

○矢部教育総合支援センター長

2点、話し合い活動の件と心のケアについてお答えいたします。

ご指摘の話し合い活動がどこに当たるかというのはあるのですけれども、基本的には、様々な広い視野で教育委員会とも相談しながら、各学校で行事については判断しているものと考えています。グラウンドの状況ですとか、お子さんたちの罹患の状況とか、保護者のお声とか、校区教育協働委員会等のお声

もいただきますので、やはり学校が主体となって判断しているものと考えます。

ただ、担任は毎日子どもと会っているわけですから、その辺の感想を聞き取ることもできますし、生徒会のほうで話題になれば、話合いの場面もあるかと思えます。

今後も長く同じようなことが続くようでありましたら、児童・生徒の声も当然上がってくると考えておりますので、今後も大事にしていきたいと考えています。

心のケアについて、HEARTSの対応内容ですけれども、HEARTSは、SSWという、スクールソーシャルワーカーという福祉系の係と、あと、相談の係、今話題になっています心理士がいます。さらに警察関係のOBもいまして、そういう者と、あと、指導主事という、学習と生活指導のほうを学校に直接働きかける、というメンバーで構成されています。基本的に、必要に応じて対応するということになりますが、例えば、いじめがあった、不登校が長引いている、また、虐待の案件、非行傾向、ご家庭の様子、その辺りの案件を受けたときに、今お伝えしたようなメンバーがそれぞれの役割を持って対応しているということでございますので、心のケアということであれば、主に家庭に問題がないようであれば、心理士が行って直接話すということができるといふ説明でございます。

○吉田委員

すまいるスクールの検査のことは分かりました。今、そういう考えでやっていらっしゃるといふ。そういう判断で、感染予防に資する適切な時期の検査ということですね。分かりました。

ゆとりある教室の空間の確保というのは、まさかこの請願者の方も、急に今、教室を増やせとか、そういうことでおっしゃっているわけではないと思うのですけれども、基本、やはり人数を、例えば、去年の分散登校のときでしたか、学校にふだんは行きにくいお子さんが、分散登校ですごくゆったりと学校に行けるようになったというような事例も出てきております。そういう意味で、やはり今後の教育を考える上では、ゆとりある教室空間が必要だということかと私も理解しております。今でも、もしそういう必要が出てくれば、家庭科教室や何かの活用とか、そういうことは考えていらっしゃるといふことですので、ぜひその方向でいていただきたいと思えます。

それから、子ども同士の話し合いについてです。そういう場が全然ないわけではないにしても、何の説明も意見も求められずに学校行事がなくなってしまったという声は、今現にあるのです。積極的にみんな、学校の先生や、生徒会で発言できる子ばかりではなくて、そういうのをためてしまっている子が現在いるということはぜひ理解していただいて、学校のほうにもそういう促しの方向で積極的に聞き取るようなことが必要なのではないかと思えます。

それから、HEARTSについては分かりました。ただ、やはり子どもの心のケアというのは、今、すごく残念ながら、お子さんの自殺の数も増えてしまっているというような状況を考えると、まだまだ不十分なところがあるのではないかと思えます。この請願者のご心配ももつともだと考えておりますので、ぜひこの請願の趣旨を酌み取るような形で進めていただきたいと思えます。

それから、先ほど言い忘れてしまいました。国が進めている簡易の抗原検査の活用についてです。どのように活用しようとしているのか。この数は、品川区としては十分な数なのでしょう。具体的にどのように活用されようとしているのか、その方向を既に検討しておられれば教えてください。

それから、これは1回今回配られるということなのですが、今後もまだまだこのコロナの感染は続くと思えますので、これからも必要になるところかと思えます。区としては、国から来るから使おうかではなくて、今後の検査の体制を構築した上で、今の検査キットの活用と、それから、今後、都なり国なりにこういうことを求めていく全体の検査体制というのを、今、構築していくべきではないかと

思うのですけれども、この辺について検討されていることがあれば、伺いたいと思います。

○有馬庶務課長

それでは、簡易抗原検査の件ですけれども、国からもう枠が示されていて、こちらが幾つ欲しいとかという要望ではなくて、品川区には幾つ配りますという話で来ています。それを全体を分けたときに、大体小学校、中学校は2から3箱、ほとんど2箱。1箱は10回分です。義務教育学校が4箱、それから、幼稚園が1箱ということなので、小・中学校でいけば、20回から30回分ということで来る予定になっているということですので、常時定期的に使うというよりは、具合が悪くなった先生に対して、その場で使っていくという使い方になるのではないかと考えております。

今後についても、それがどの程度の使われ方でいくのかということ推移を見守るということで、いづれにしても、具合が悪ければ医療機関に行ってくださいということが前提になっているので、これを継続的にずっとどこまでやれるか。医療体制のほうがかまうまわってくれば、医療機関に行ってくださいということになると思っていますので、今すぐ継続して検査をやっていきたいと思います。今のところは持っていない状況です。

○吉田委員

国の枠でそういう数になるということですよ。分かりました。

ただ、やはり具体的に数をどう求めるかということまではいかないまでも、今回の検査の配られるキットを活用して、この後の検査体制、国とか医療関係のほうがかまうまわってくれば、医療機関に行ってくださいということでも、そうならない可能性もあるわけですよ。第6波も必ず来るとおっしゃっている方もいらっしゃいますし、そこはやはりもう少し想定しておくべきなのではないかと思うのですけれども、今現在はそういうことだと思いますが、ぜひ検討していただきたいのですけれども、その辺についてお考えを伺いたいと思います。

○有馬庶務課長

今言ったように、数も限られているので、使う場面も、そういった意味で、具合が悪くなったときだと思のです。基本的には、朝から具合が悪ければ、教職員の方も出勤を控えてくださいということもお願いをしているところですので、今回配られるものがどの程度使われるかということを見て判断していきたいと考えております。

○吉田委員

最後、意見みたいになりますけれども、今の皆さんの質疑も含めて、やはりこの請願者の方も含めて、私自身もそうなのですけれども、今回の新型コロナウイルスの特徴が、無症状者が結構いると。無症状者が広がっていきってしまうというところがすごく心配のもとで、無症状者をどうやって発見して、その方に行動を控えていただくかということが肝要なのかと思っています。そういう意味で、今までの質疑を考えると、やはり前提が、何らかの症状が出た方が検査の対象であり、いろいろな行動変容を促す対象であるというところでは不十分なのかと思ひますし、私たちの周辺でこのことを心配している方も、無症状者が広がっているという、その無症状者をどうやって捉えるのだというところが大きなところかと思ひます。なので、マスクの着用とか、そういうこともすごく強めに要望される場所もあるかと思ひております。

ぜひ今後は、無症状者をどのように捉えていくかということと、あとは、やはり子どもの心のケアということと、それから、子どもの意見をきちんと聞くというところをもう少し考えていっていただきたいと思ひます。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより意見陳述の取扱いをお諮りいたします。

令和3年請願第10号、デルタ株の感染爆発の中で迎えた2学期 子どもたちを守り、成長と学びを保障するための緊急請願について、本日この場で意見陳述の申出を受けるか否かについてお諮りいたします。

ご意見をお願いいたします。

○安藤委員

ぜひ積極的に議会としてもそういった意見陳述のご発言があれば、受けていくと。さらに充実した審査にしていくという姿勢が私は大事だと思いますので、受けるべきだと思います。

○あくつ委員長

ほかにございますか。

○吉田委員

私も、この請願文を読ませていただいて、一生懸命読み解いて、それに沿った発言をさせていただいたつもりなのですが、かなり詳細にわたっておりまして、本当にこれだけで十分だったのかということについては、ぜひ請願者のご意見を伺った上で判断したいと思います。ぜひ意見陳述は認めたいと思います。

○あくつ委員長

ほかにございますか。

○松本委員

私も意見陳述していただきたいと思っています。先ほど冒頭か質疑の後かで冒頭ではないということだったのですけれども、逆に、請願者の方たちにも、委員会の審議を受けて、やはりこうではないかというような話とかも出てくる可能性もありますので、それはやはり冒頭ではないのだったら、むしろこのタイミングでおっしゃっていただくというのが大事かと思っていますので、意見陳述していただきたいと思います。

○あくつ委員長

ほかにございますでしょうか。

○つる委員

今の質疑、それから、請願の内容、十分に理解できました。今の質疑の中で、紹介議員に名を連ねていらっしゃる会派の方たちがるる質疑をされてましたので、そうした質疑の様子を見ても、紹介議員になられている会派の方たちが積極的に聞かれていろいろなことを質疑の中で確認したのだけれども、それを拝聴する中で十分理解できましたので、私は結構だと思います。

○松澤委員

ありがとうございます。私も、皆さんのお話、請願の文章の中から読み解けるもの、そして、今までのお話の中で、自分たちの中でも理解ができたかと思っています。

○あくつ委員長

意見が分かれましたので、挙手により賛否を取りたいと思います。

令和3年請願第10号、デルタ株の感染爆発の中で迎えた2学期 子どもたちを守り、成長と学びを

保障するための緊急請願についての意見陳述の申出を受けることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○あくつ委員長

ありがとうございます。意見陳述の申出を受けることに賛成が3名で、反対が3名です。可否同数であります。よって、委員会条例第15条の規定により、委員長が裁決いたします。委員長といたしましては、意見陳述の申出を受けることに反対と裁決いたします。

よって、本請願についての意見陳述の申出は受けないことに決定いたしました。

○安藤委員

3対3という形で、委員長裁決ということですが、受けない判断に至った委員長としてのお考えを聞かせたいと思います。

○あくつ委員長

私の意見ということですので、意見陳述につきましては、申合せ確認事項におきまして、審査上必要があると委員会決定した場合に、これを行うということが定められております。私も皆様のご質疑を1時間以上拝聴させていただきました。その上で、今回はそのような結論に至ったということでございます。

それでは、まず、令和3年請願第10号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○松澤委員

結論を出すでお願いいたします。不採択でお願いいたします。

理由としましては、今いろいろと、マスクのお話なども出ておりましたが、共感するところもありますが、行政としてはよりよい取組を推進するというのを聞いておりますので、不採択とさせていただきます。

○つる委員

本日結論を出すで、態度は不採択です。

理由は、この緊急請願の主題にある中で、成長と学びを保障するためというのが目的で、その項目においては、それは手段ということで、今の質疑、それからご答弁を拝聴させていただく中で、この請願で挙げられている項目についても既に実施済みであったり、実施されている、また、用意をしているというご答弁を確認ができ、そうした意味で、子どもたちの成長と学びを保障するという目的に向かって、今の話、品川区教育委員会、また、各学校現場が取り組んでいるということが確認できましたので、そうした意味で、この手段をどうするかという部分については、いろいろ議論があるのかもしれませんがここで掲げられている請願項目について、今質疑の中で、先ほど申し上げたとおり、確認をさせていただきましたので、この請願については不採択にさせていただきます。

○安藤委員

本日結論を出すで、採択です。

専門家からも、やはり新たな変異株の出現ですとか、あと、ワクチンの効果が切れてくるという問題もあります。冬場の気候などもありますので、これから第6波が間違いなく到来するとも言われております。子どもの安全を守って、学びの保障は充実させるべきだし、長引く感染での心のケアも必要です。

スクールカウンセラーや養護教諭のお話もありましたが、やはり子どもは今かつてない状況に置かれて、本当に不安だと思います。ストレスもたまっている中で、やはりそういう子どもの声をいろいろな大人が受け止めるべきだと思うのです。ですから、スクールカウンセラーも充実が必要です。養護教諭も、まだまだそういう対策の充実というのは私は必要だと思いますので、そういったところでは、まだまだ不十分な点がたくさんあります。

検査も、特に先ほど吉田委員からありましたように、コロナの特性等を考えますと、本当に今のままの検査体制でいいのかと。考え方でいいのかと。また第6波が来ますということです。第6波が来たときに、また子どもが危機にさらされて慌てるのではなくて、今だからこそしっかりと学校で感染を防ぐような体制を取っておくべきなのではないでしょうか。

最後に、この内容について、ある程度やっている。方向性も確認できたから採択できないということですが、むしろそれなら採択すべきなのではないかと私は思います。それが不採択の理由にどうしてなるのか。議会としてこれを採択して、さらに不十分な点は後押しすればいいし、議会としての意思をしっかりと、この中の趣旨に賛同するのであれば、私はむしろ採択すべきなのではないかということも意見として述べさせていただきます。

○吉田委員

本日、結論を出すということで、採択を主張いたします。

先ほど質疑の中でも意見を言わせていただきましたけれども、やはり無症状者への検査のことで考え方が、請願者の方と区教委の間でずれているのかと思います。ぜひ請願の趣旨をよく読み取っていただきたいと思います。

それから、子どものストレスの軽減と、成長と学びの保障のところ。やはりストレスが相当かかっているのは、皆さんお感じになっていらっしゃるのだと思います。その中でもやはり子どもの意見を聞いてほしいというのが、子どもたちからも、本当だったら学校の中でもっと自分たちの意見を聞いてほしいという声が上がって、それが区教委に伝わっているべきだと思うのですけれども、それが無いというのが、それが不安の種というか、生活者ネットワークとしては不安に思っております。ぜひこれを採択して、議会としての姿勢を示したいと思います。

○松本委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

この請願ですけれども、本日の審議の中でもいろいろ意見が出ておりましたけれども、私もやはりぜひやってほしいという部分もありますし、一方で、だからといって議会として採択できるかといったら、例えば、抗原検査の点です。抗原検査については、これは小児科学会からも、果たして学校でやることが適切なのかという、反対とまでは明確には言っていないのですけれども、かなり懸念が示されていて、教職員組合からも、例えば、沖縄の教職員組合は、明確に反対だと。学校の先生がこれをやるのは苦しい、難しいという意見が出ているところです。

では、どう考えていくかですけれども、例えば、海外の事例を見ると、学校でやるのではなくて、各家庭に配布するという手段もあるかと思えます。この請願には添いがたいというところなのですけれども、どのように、先ほどお話も出ていた無症状感染者とかの探知含め、私も今の東京都の積極的疫学調査の限定していく方向というのはおかしいと思っていますので、その部分は添いがたいのですけれども、ここは検討、我々も考えていかなければいけないと思いますが、不採択というところで結論を出しました。

○あくつ委員長

それでは、本請願につきましては、結論を出すとのことご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○あくつ委員長

それでは、本件は結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願につきましては、挙手により採決を行います。

それでは、令和3年請願第10号、デルタ株の感染爆発の中で迎えた2学期 子どもたちを守り、成長と学びを保障するための緊急請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○あくつ委員長

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

3 その他

○あくつ委員長

最後に、予定表3のその他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、文教委員会に関わる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目とそれに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも、議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

○吉田委員

1日目の石田秀男議員の総合実施計画についてのご質問についてです。多岐にわたったご質問だったのですけれども、その中に児童相談所の人材確保についてのご質問がありました。この委員会で、この所管でよろしいですね。その中の人材確保の採用について、大変競争が激しくてというご答弁があって、人材の確保については、任期付職員の活用を考えているという趣旨のご答弁があったと思うのです。どのような人材を任期付で採用して、どういうところで活用しようとしておられるのか、もう少し詳しくお話を伺いたいと思っております。

○あくつ委員長

それでは、吉田委員から、一般質問の石田秀男議員の総合実施計画という項目について、児童相談所の人材確保の部分で、答弁の中で、任期付職員についてのご答弁があったというところで、今のご趣旨で質疑をしたいと。このような申出がありましたけれども、大丈夫ですか。

では、明日の委員会で理事者のご答弁をいただきたいと思っております。よろしくようお願いいたします。

そのほかに、その他で何かございますでしょうか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会となりますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後2時14分閉会